



潤水都市 さがみはら

他都市比較で見る相模原市財政の状況

(平成28年度普通会計決算)



相模原市企画財政局

財務部財務課

平成30年11月

〇〇 本書のご利用にあたって

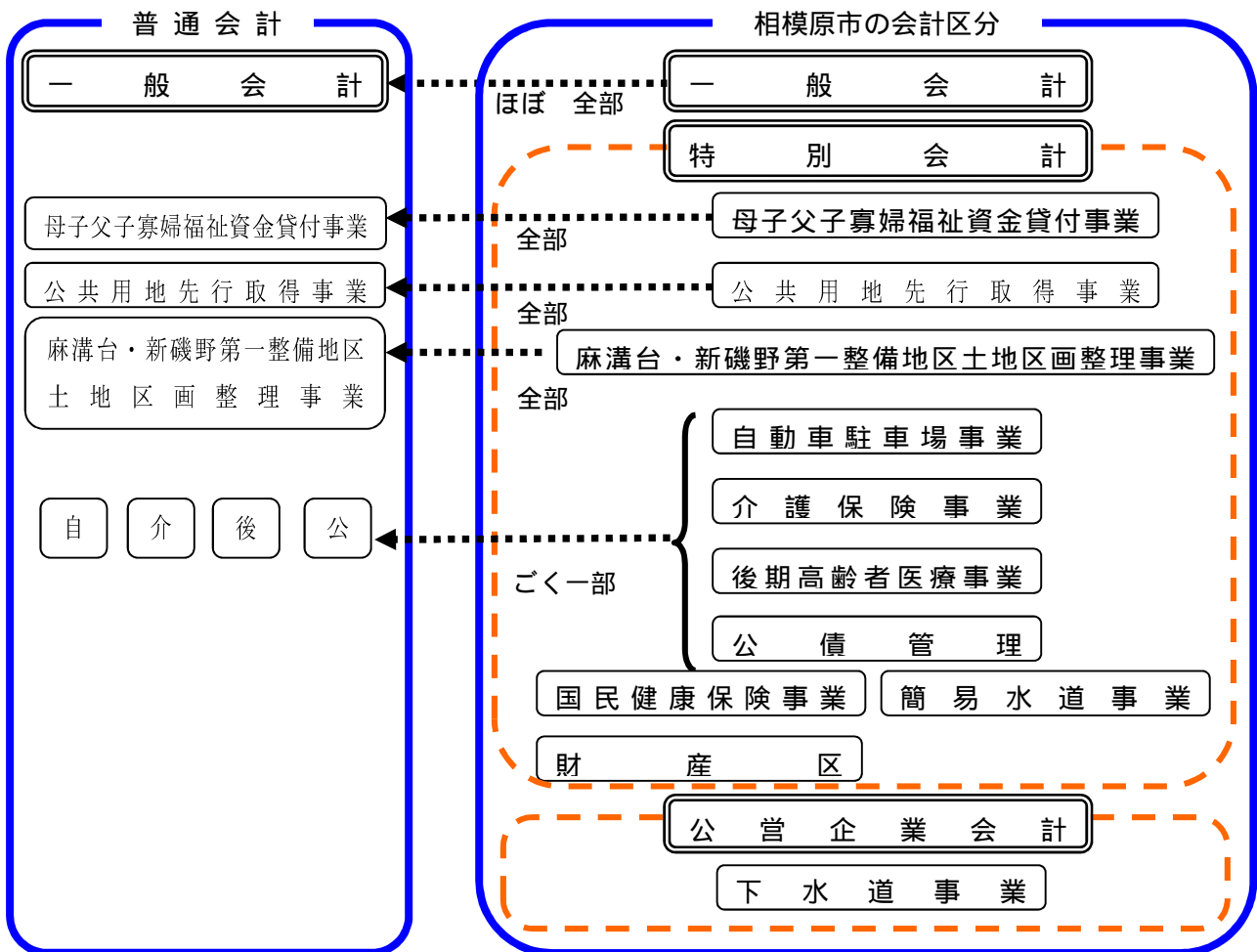
本書は平成 28 年度相模原市普通会計決算に基づいて、各財務指標等について他の政令指定都市と比較を行った資料です。

本書は、全国的な統一指標として活用される総務省の「地方財政状況調査（通称：決算統計）」の各種数値に基づき作成したものです。

普通会計

財政状況の統一的な把握及び比較を行うため、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

本市の場合、「普通会計」は、「一般会計」から一部を抜き、「母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計」、「公共用地先行取得事業特別会計」及び「麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業」の全部並びに「自動車駐車場事業特別会計」、「介護保険事業特別会計」、「後期高齢者医療事業特別会計」及び「公債管理特別会計」の一部を組み入れて「普通会計」としています。



目 次

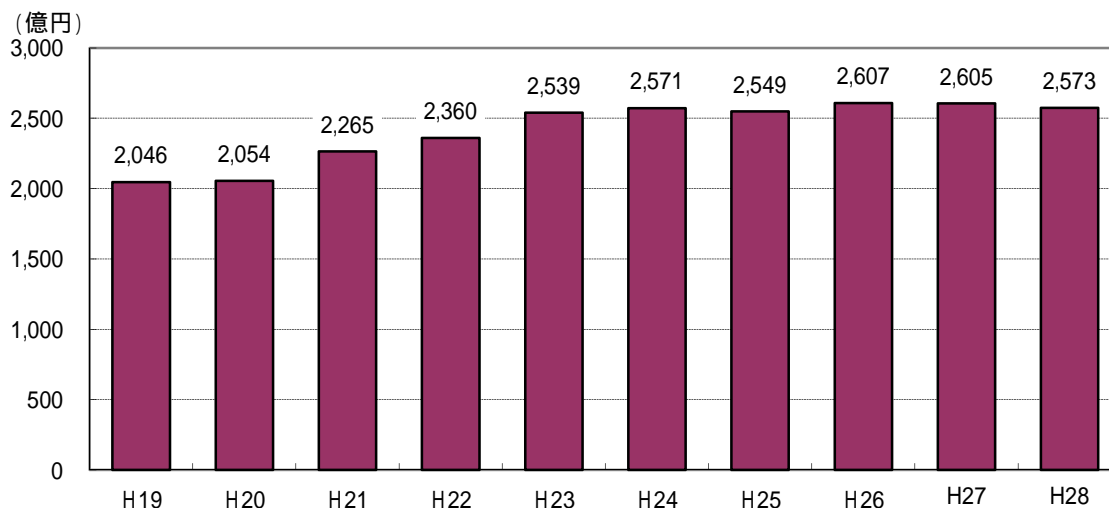
本書のご利用にあたって.....	1
1 財政規模.....	3
(1) 普通会計財政規模(歳入決算額)の推移	
(2) 普通会計財政規模(歳出決算額)の推移	
(3) 歳入決算額指定都市一覧	
(4) 歳出決算額指定都市一覧	
2 歳入.....	6
(1) 市税	
(2) 個人市民税	
(3) 法人市民税	
(4) 固定資産税	
(5) 市税収入額の内訳の比較	
(6) 市税収入額と歳入に占める割合の推移	
(7) 市税構成比の推移	
(8) 普通交付税	
(9) 特別交付税	
(10) 本市の地方交付税額の推移	
(11) 本市の普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額の推移	
3 歳出.....	12
(1) 経費の構成比	
(2) 人件費	
(3) 扶助費	
(4) 公債費	
(5) 普通建設事業費	
4 財政指標.....	17
(1) 財政力指数	
(2) 実質収支比率	
(3) 財政構造の弾力性	
(4) ラスパイレス指数	
5 負債の状況.....	27
(1) 市債残高	
(2) 歳入総額に対する市債現在高の比率	
6 基金の状況.....	29
(1) 財政調整基金残高	
(2) 本市の財政調整基金残高の推移	
(3) 特定目的基金の残高	
(4) 本市の特定目的基金の残高	

決算額等の各数値は、項目ごとに表示単位未満を四捨五入して端数調整しているため、合計等が一致しない場合があります。

1 財政規模

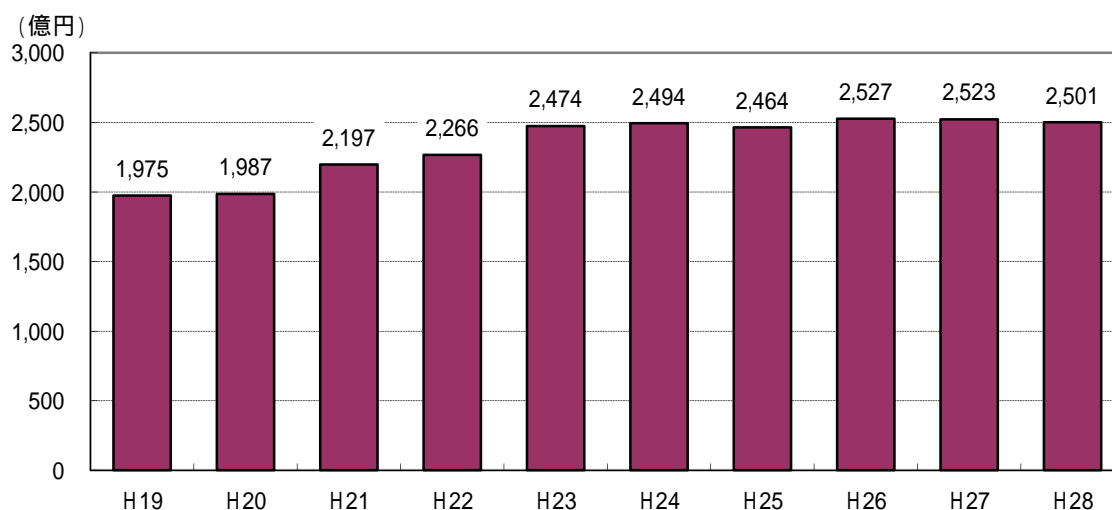
平成 28 年度の本市の普通会計決算額は、歳入決算額が約 2,573 億円、歳出決算額が約 2,501 億円で、前年度に比べ歳入では約 32 億円、歳出では約 22 億円の減額となり、歳入歳出ともに前年度を下回りました。

(1) 普通会計財政規模 (歳入決算額) の推移



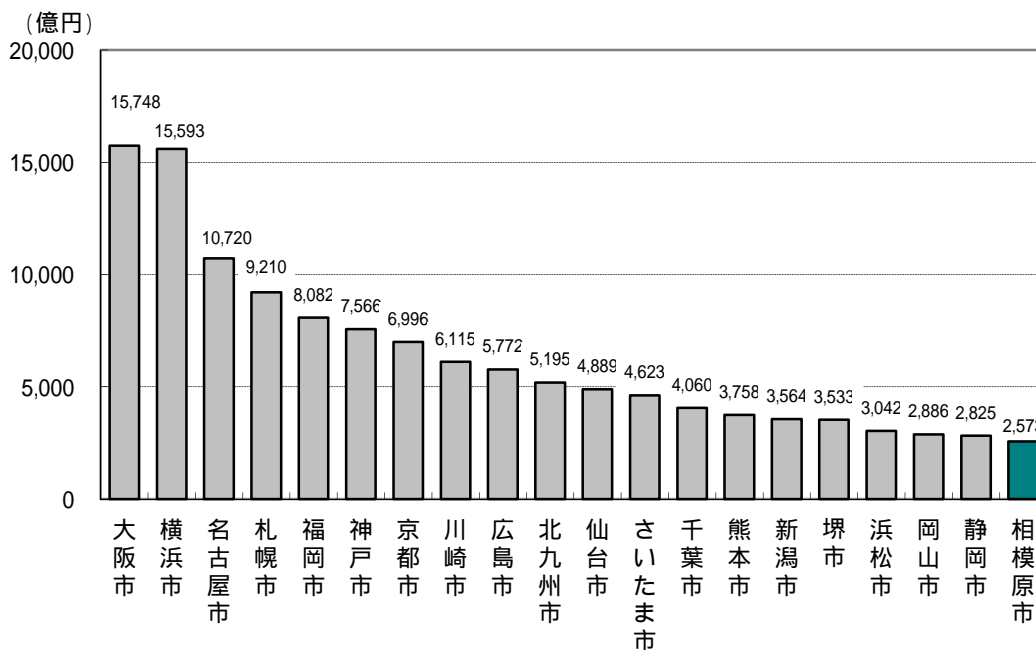
歳入については、市税が増収となったものの、地方消費税交付金や市債の減額などにより、全体としては減額となりました。

(2) 普通会計財政規模 (歳出決算額) の推移



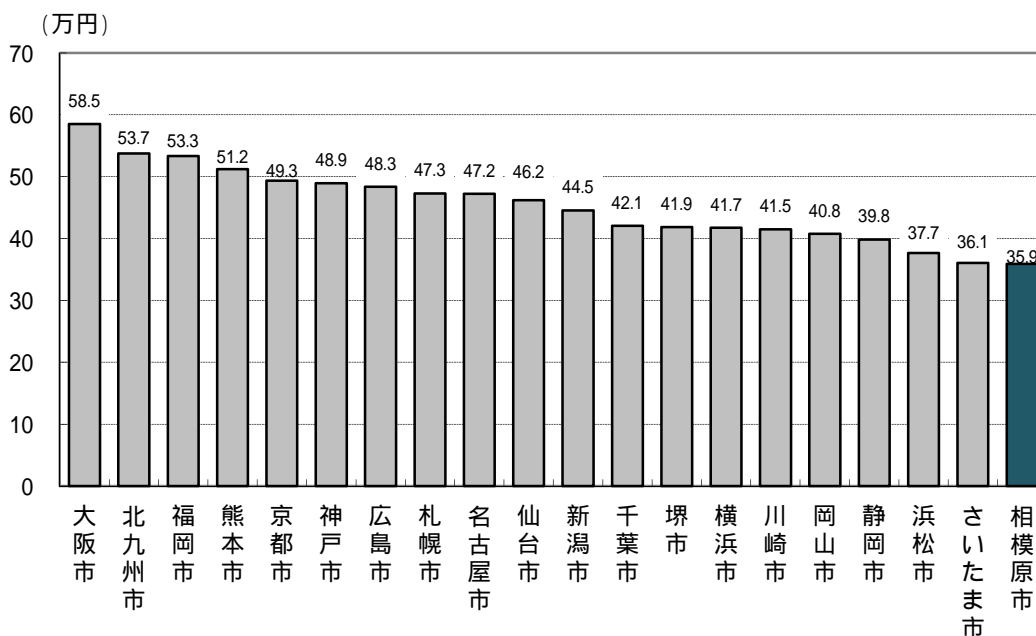
歳出については、扶助費や補助費等が増加した一方、普通建設事業費の減額などにより、全体としては減額となりました。

(3) 歳入決算額指定都市一覧



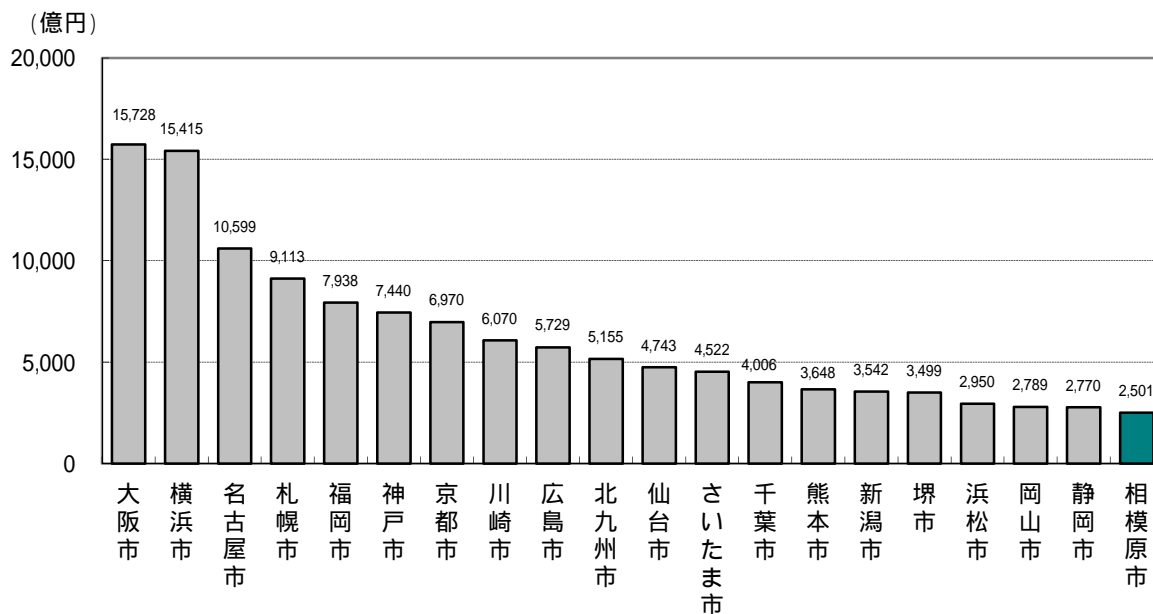
本市の歳入決算額は2,573億円で、指定都市20都市中20位となっています。

《市民一人当たりの歳入決算額》



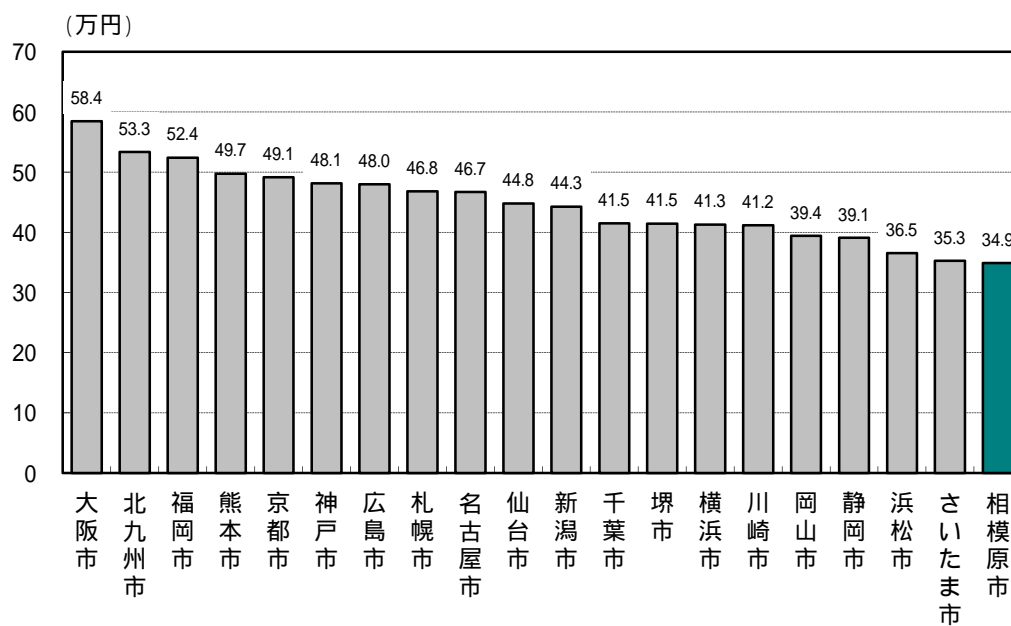
市民一人当たりの歳入決算額は35.9万円で、指定都市20都市中20位となっています。

(4) 歳出決算額指定都市一覧



本市の歳出決算額は2,501億円で、指定都市20都市中20位となっています。

《市民一人当たりの歳出決算額》

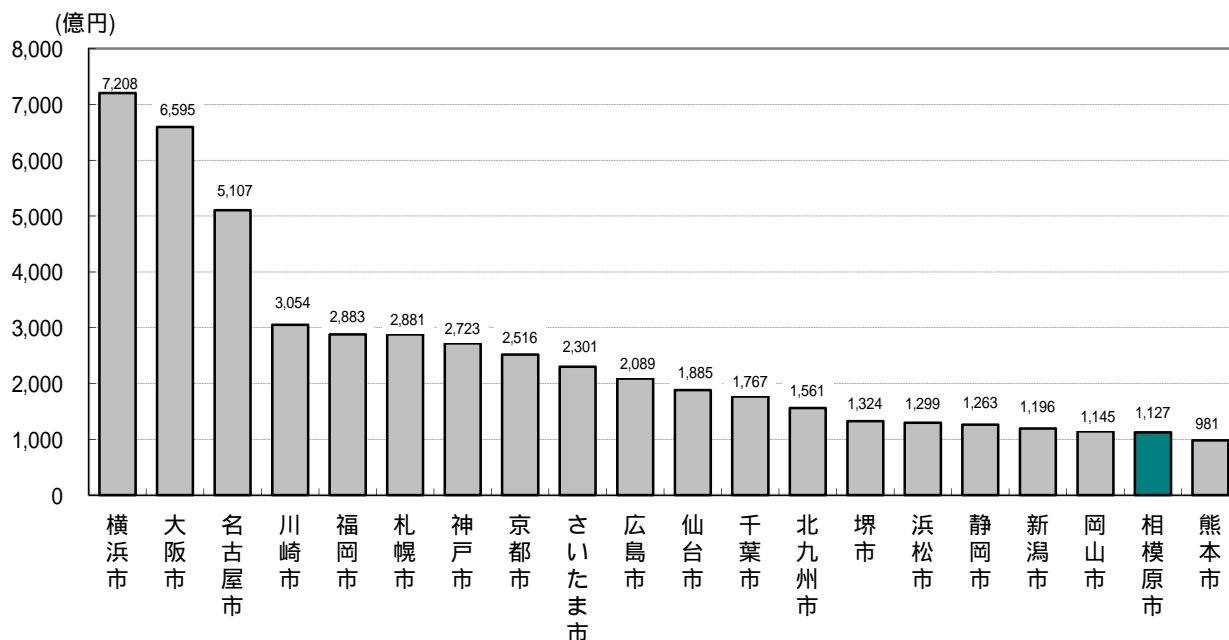


市民一人当たりの歳出決算額は34.9万円で、指定都市20都市中20位となっています。

2 歳入

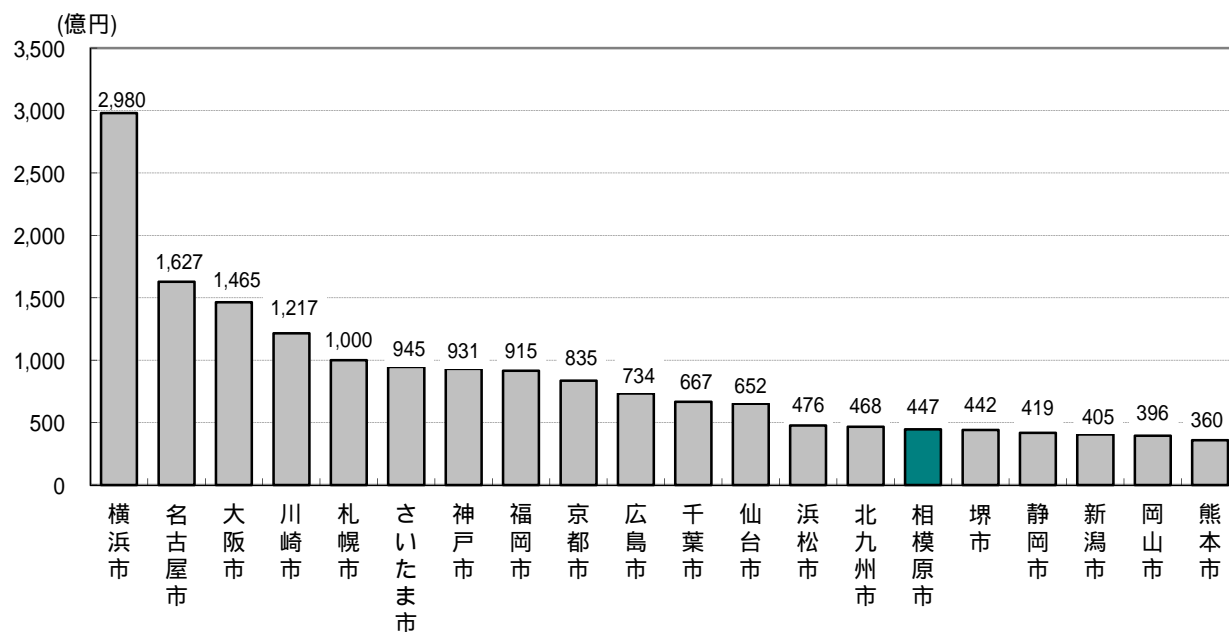
(1) 市税

市税には大きく分けて市民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、事業所税、都市計画税の6種類があります。本市の市税の決算額は約1,127億円で、6年連続の増収となりました。



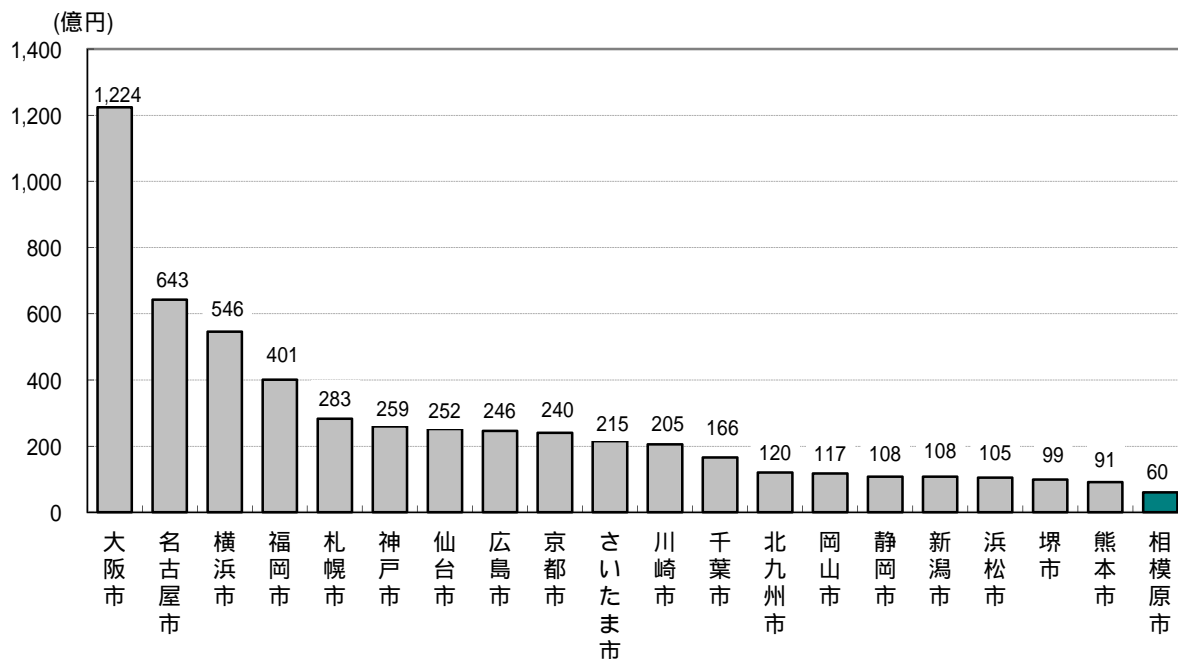
本市の市税は、指定都市20都市中19位となっています。

(2) 個人市民税



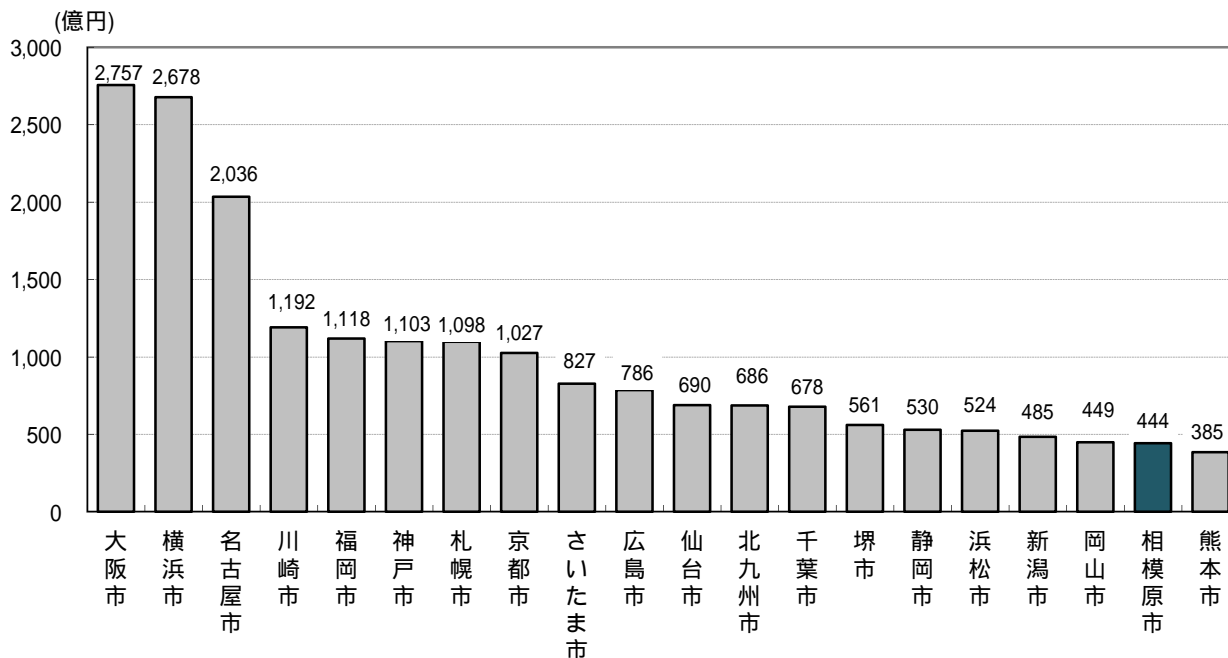
本市の個人市税の決算額は447億円で、指定都市20都市中15位となっています。

(3) 法人市民税



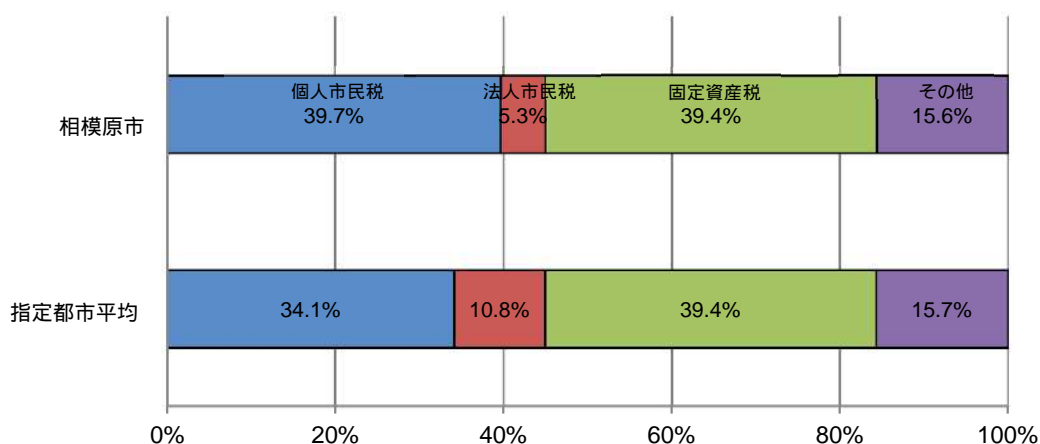
本市の法人市税の決算額は 60 億円で、指定都市 20 都市中 20 位となっています。

(4) 固定資産税



本市の固定資産税の決算額は 444 億円で、指定都市 20 都市中 19 位となっています。

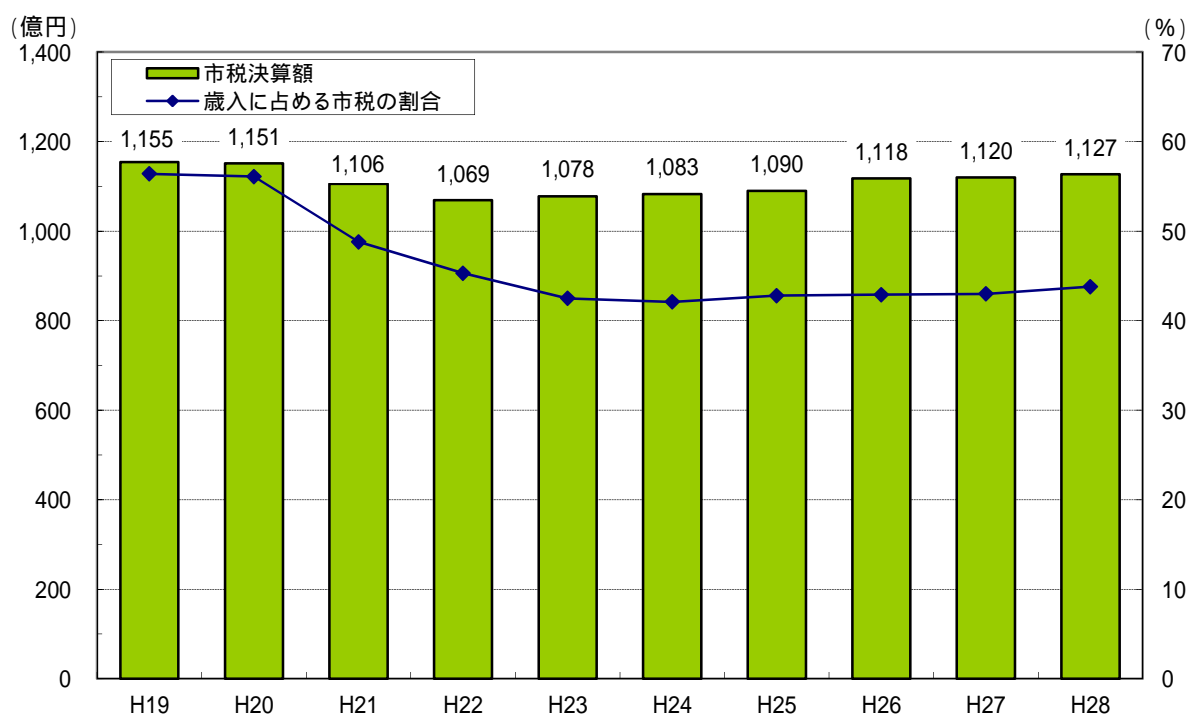
(5) 市税収入額の内訳の比較



本市の市税収入額の内訳は、個人・法人を合わせた市民税が 45.0%、固定資産税が 39.4%となっています。市民税の内訳を指定都市の平均と比較すると、本市は個人市民税が 39.7%と大きく、法人市民税は 5.3%と小さくなっています。

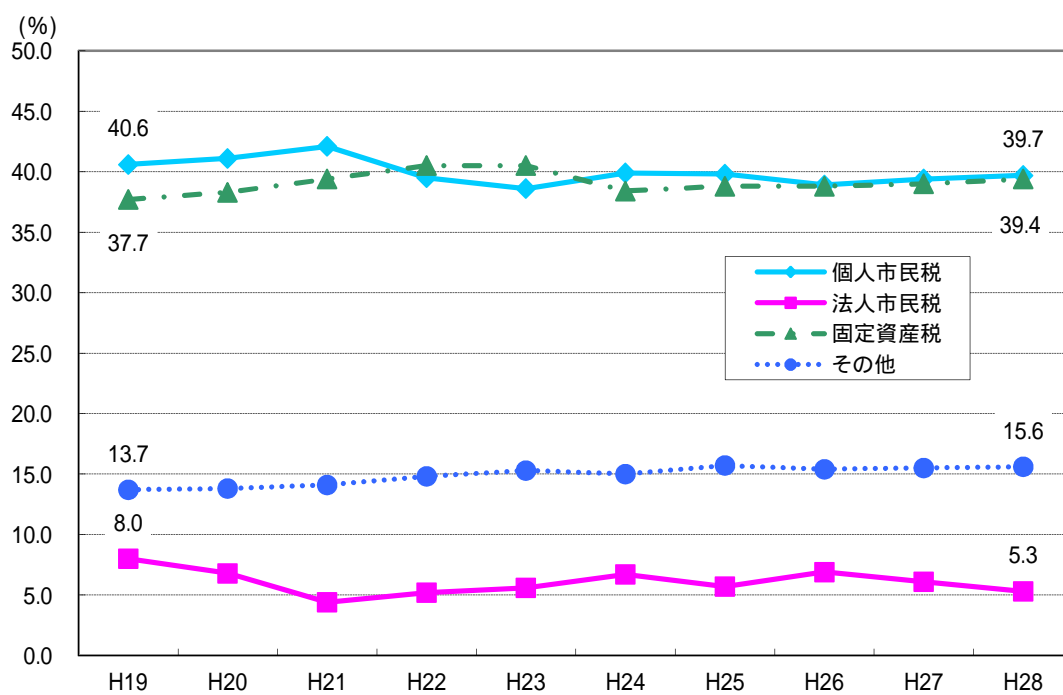
本市の市税収入は、景気動向が短期間で税収に反映する法人市民税の割合が小さいことから、比較的変動の少ない構造となっています。

(6) 市税収入額と歳入に占める割合の推移

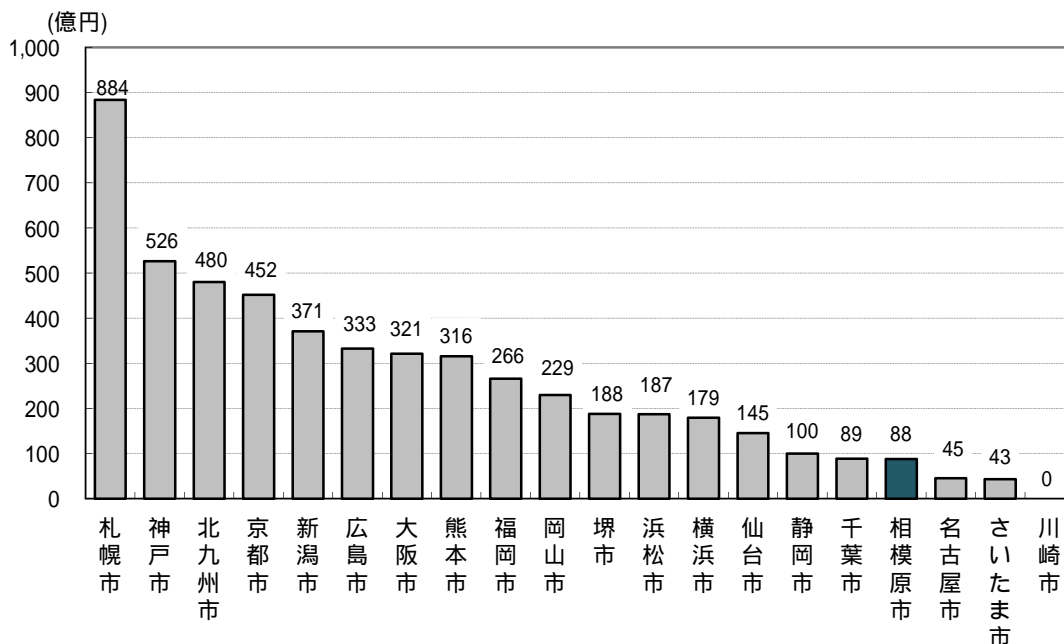


市税収入は、平成 20 年 9 月に米国で発生したリーマン・ショック後の景気後退の影響などにより減少していましたが、平成 23 年度からは増加に転じています。

(7) 市税構成比の推移



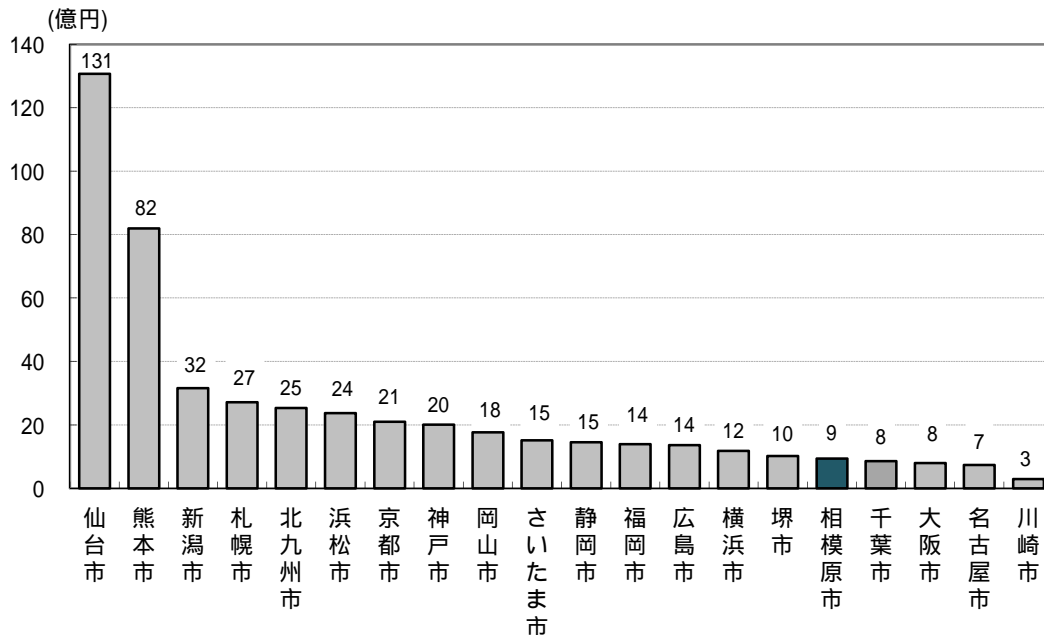
(8) 普通交付税



普通交付税は、法令により積算される標準的な支出額から一定基準の収入額を差し引いて積算した地方交付税制度¹上の財源不足額に応じて交付されます。

本市の普通交付税は88億円で、指定都市20都市中17位となっています。

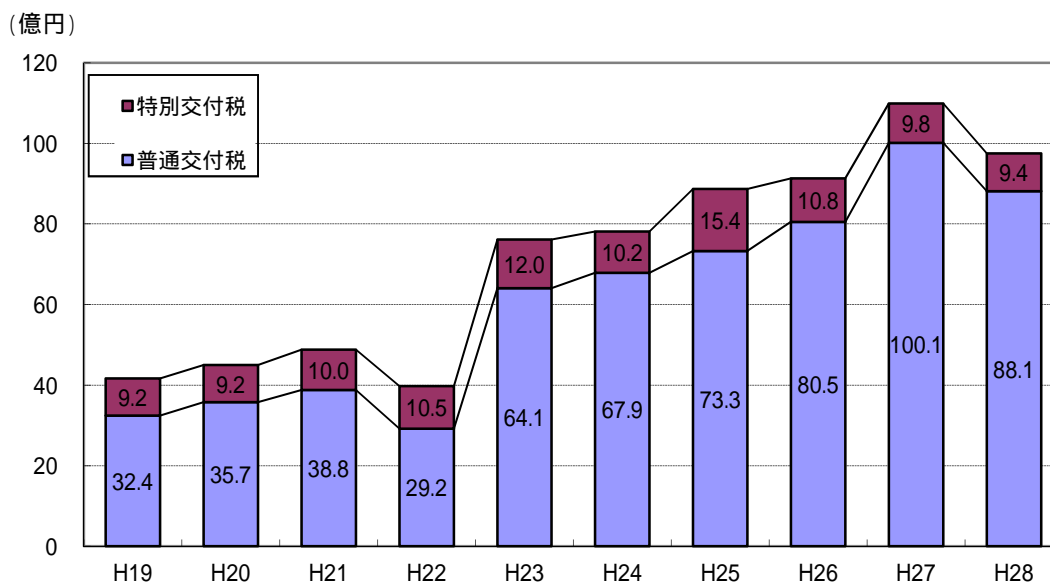
(9) 特別交付税



特別交付税は災害復旧など各地方公共団体の特別な財政需要を勘案し交付されます。

本市の特別交付税は9億円で、指定都市20都市中16位となっています。

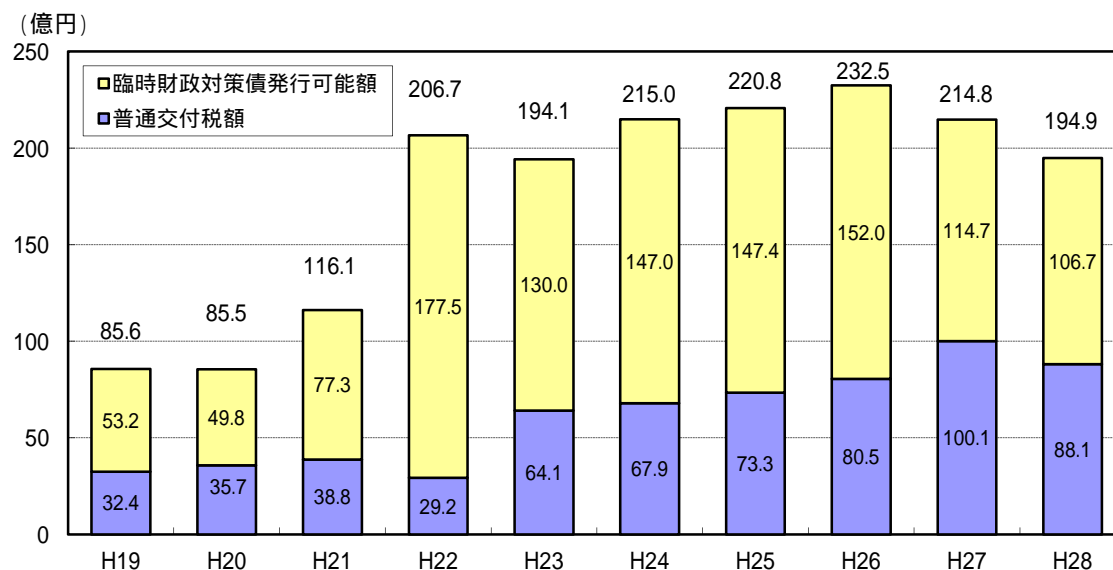
(1 0) 本市の地方交付税の推移



(1 1) 本市の普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の推移

普通交付税に臨時財政対策債²の発効可能額を加えた額は約 195 億円で、前年度と比べると約 20 億円減少 (9.3%減) しています。

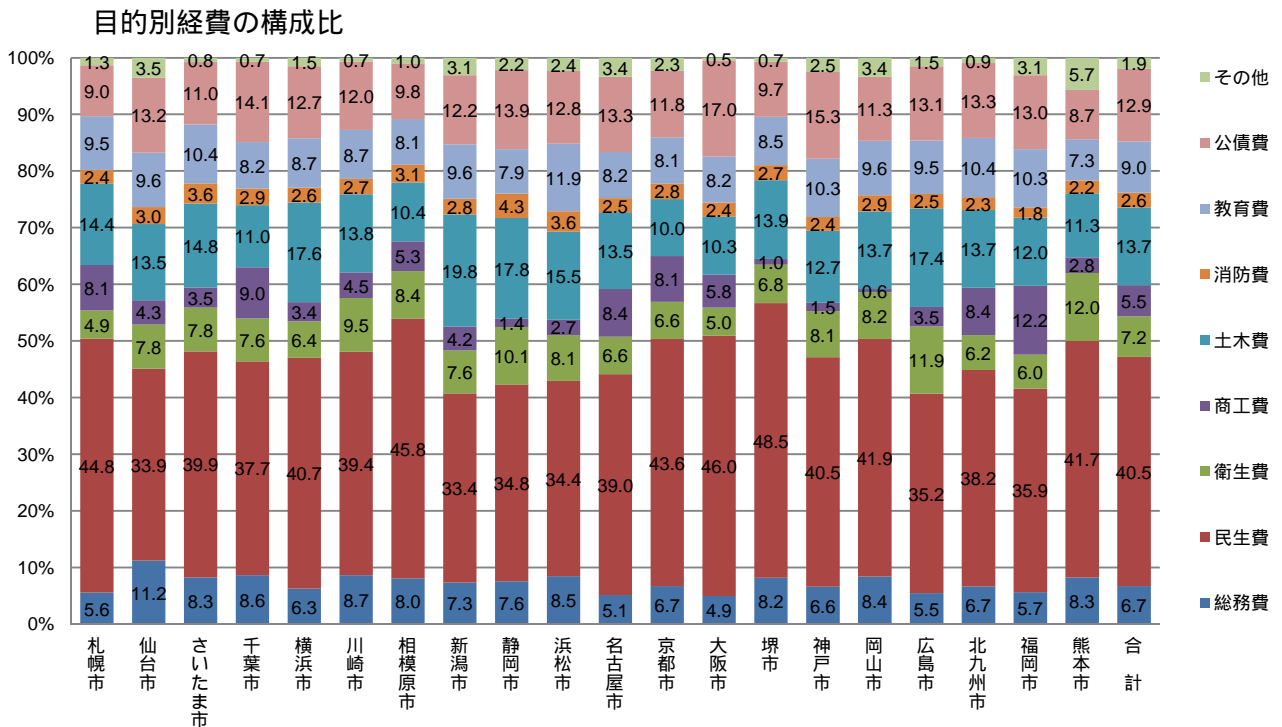
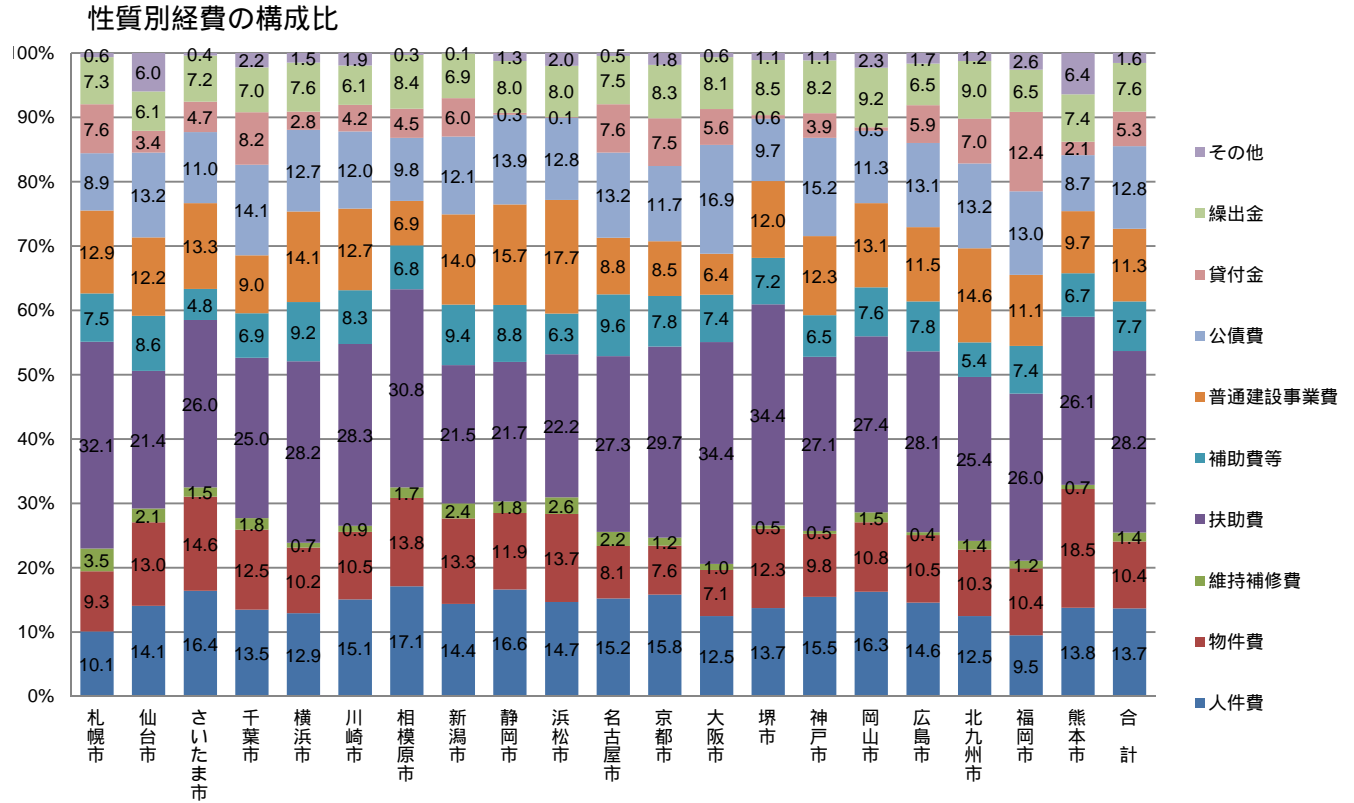
なお、臨時財政対策債の発行可能額 (普通交付税額からの振替額) は、国において、各地方公共団体の財源不足額及び財政力を考慮して算出されます。



3 歳出

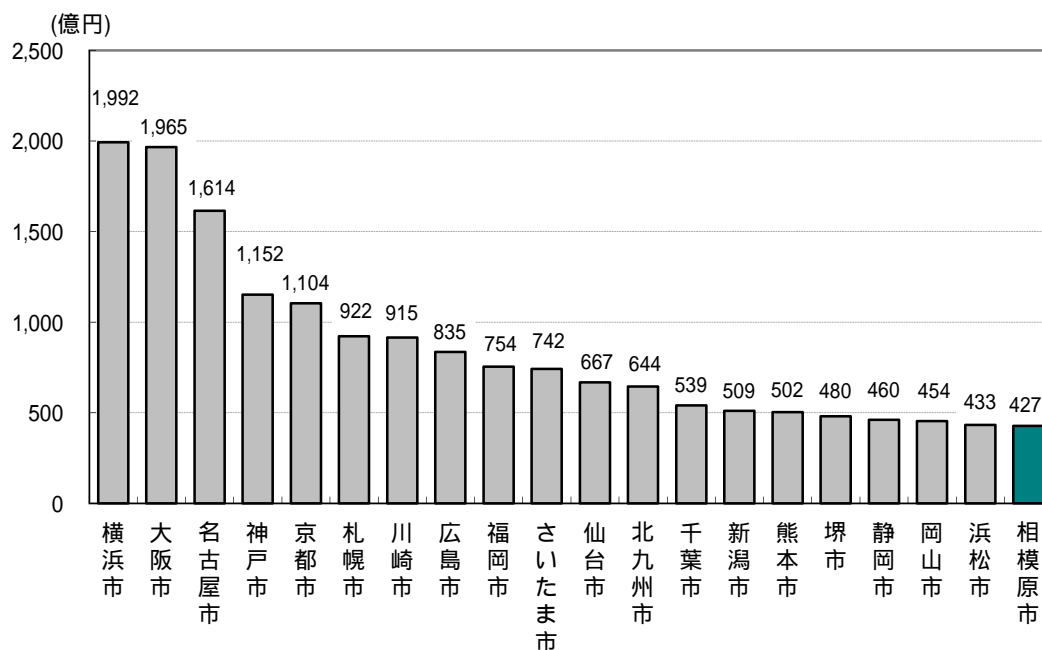
(1) 経費の構成比

地方公共団体の歳出の分類方法として、経費の経済的な性質に着目した「性質別分類」と行政目的に着目した「目的別分類」とが用いられます。これらの分類による経費の構成比は、以下のとおりです。



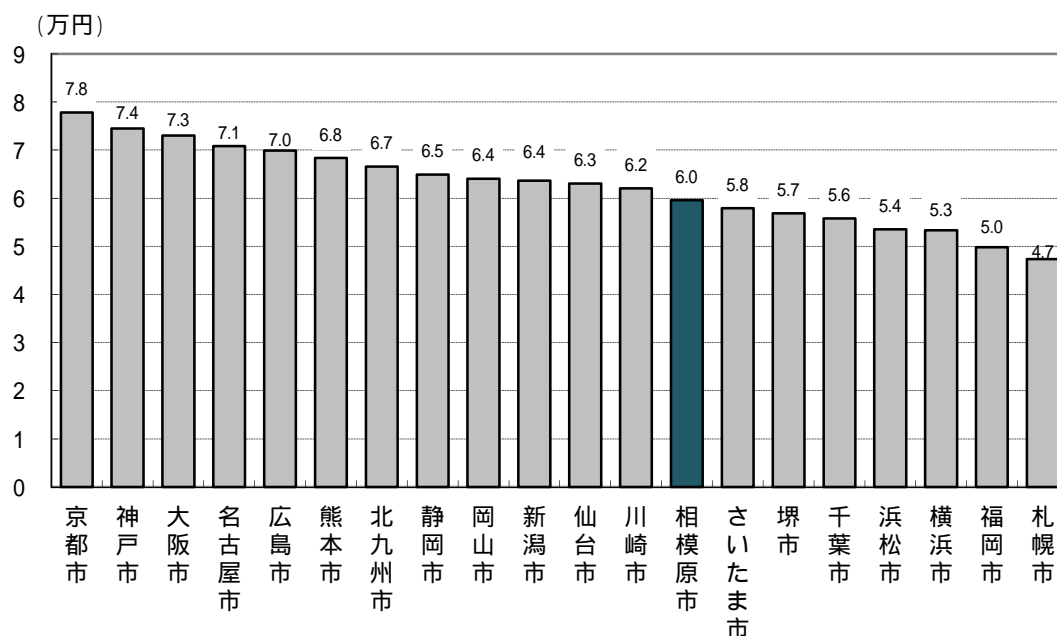
(2) 人件費

人件費の決算額は約 427 億円で、前年度とほぼ同額となっています。人件費には、市職員等の給与のほか、議員、委員、非常勤特別職の報酬等が含まれます。



本市の人件費は、指定都市 20 都市中 20 位となっています。

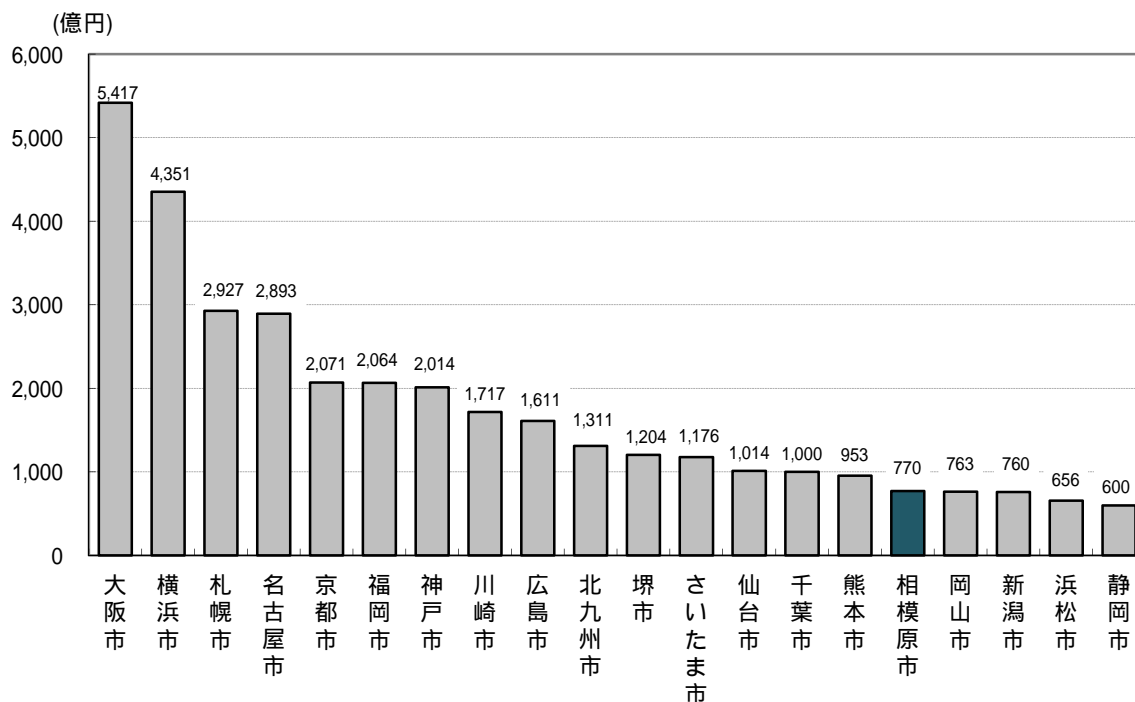
《市民一人当たりの人件費》



市民一人当たりの人件費は 6 万円で、指定都市 20 都市中 13 位となっています。

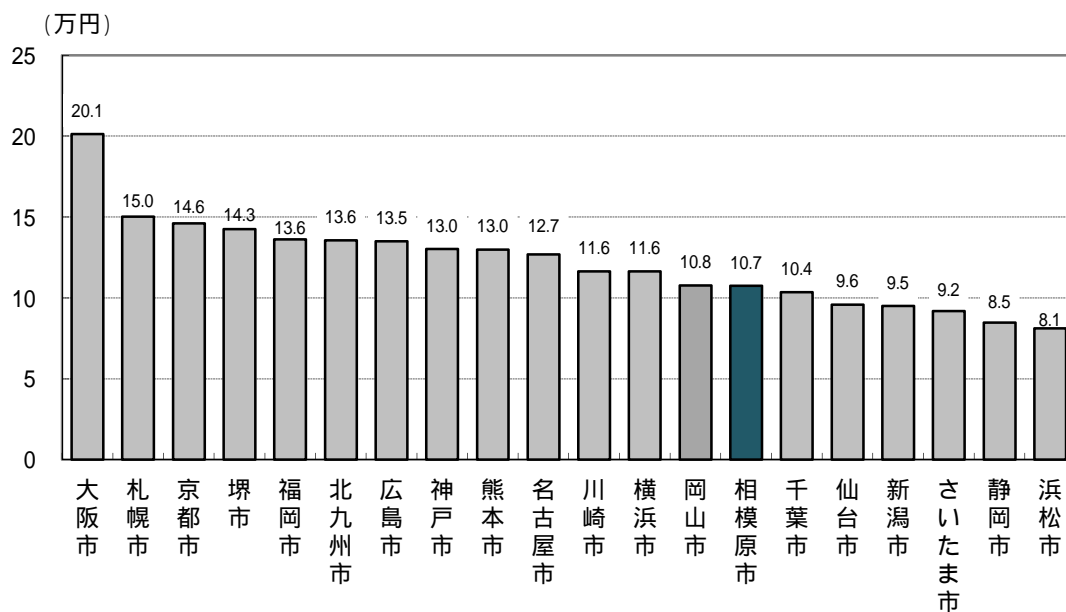
(3) 扶助費

扶助費の決算額は約 770 億円で、前年度に比べ約 26 億円 (+3.5%) の増額となっています。扶助費は、社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障害者等に対する様々な支援を行うための経費です。



本市の扶助費は、指定都市 20 都市中 16 位となっています。

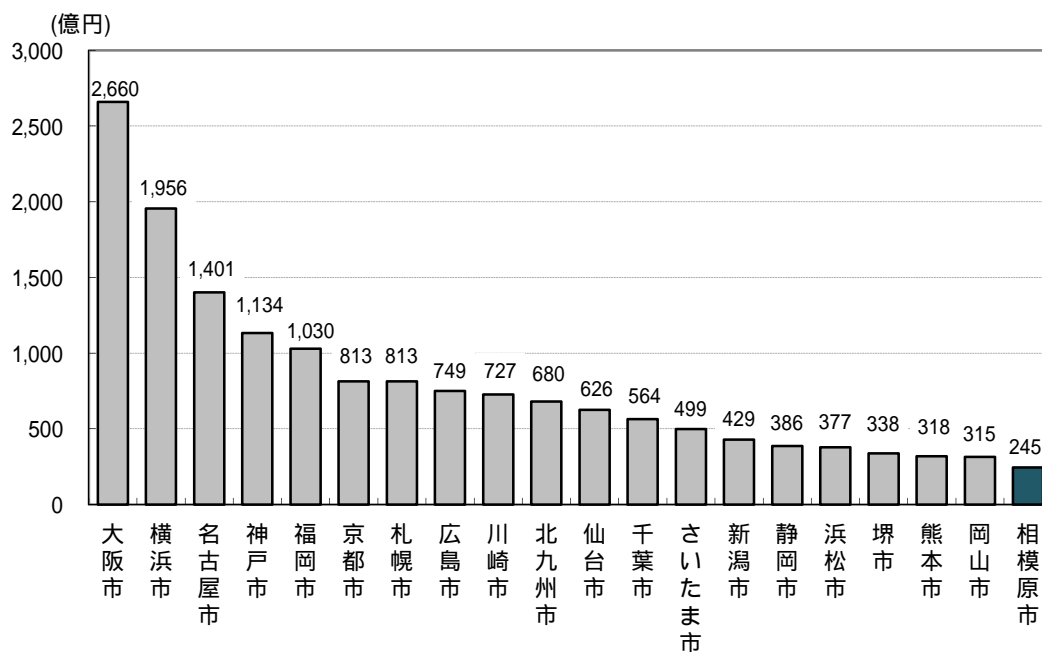
《市民一人当たりの扶助費》



市民一人当たりの扶助費は 10.7 万円で、指定都市 20 都市中 14 位となっています。

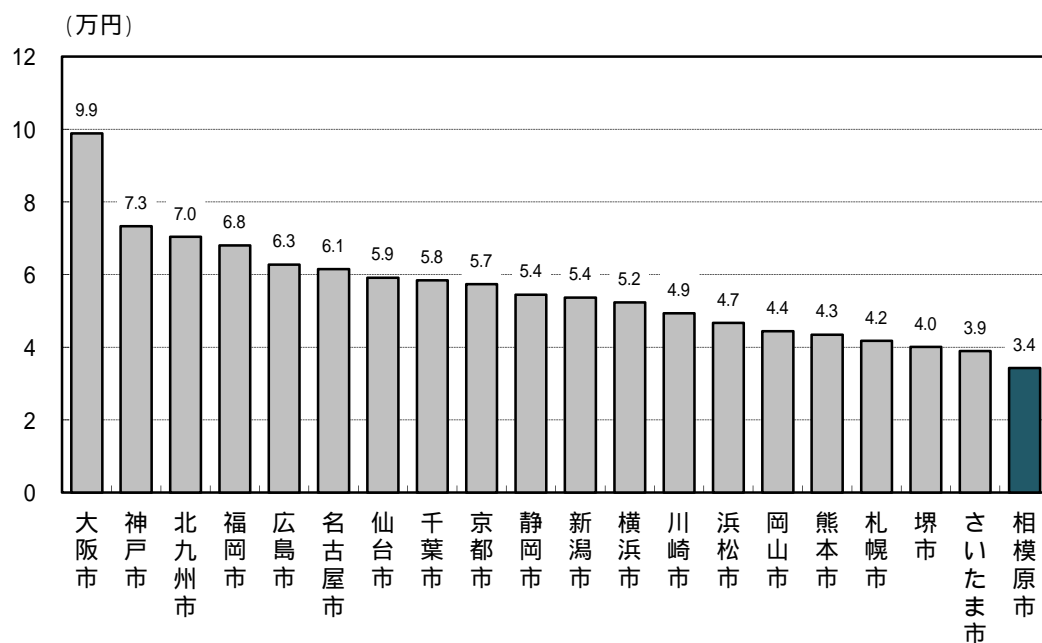
(4) 公債費

公債費の決算額は約 245 億円で、前年度に比べ約 12 億円 (+5.2%) の増額となっています。公債費は、市債に係る償還金の元金、利子及び一時借入金利子の合計です。



本市の公債費は、指定都市 20 都市中 20 位となっています。

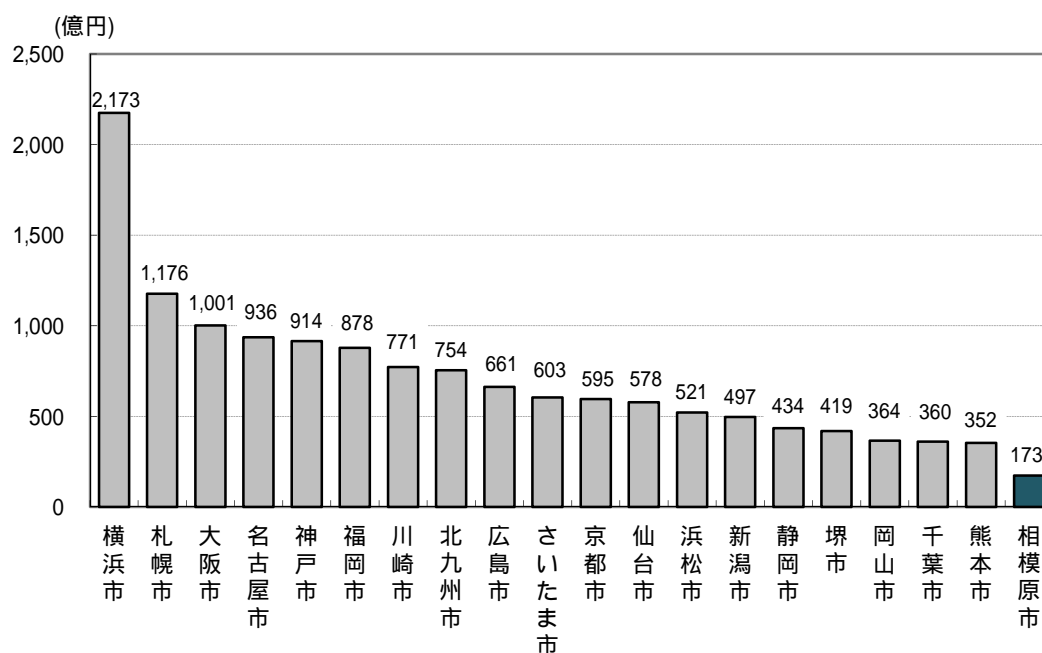
《市民一人当たりの公債費》



市民一人当たりの公債費は 3.4 万円で、指定都市 20 都市中 20 位となっています。

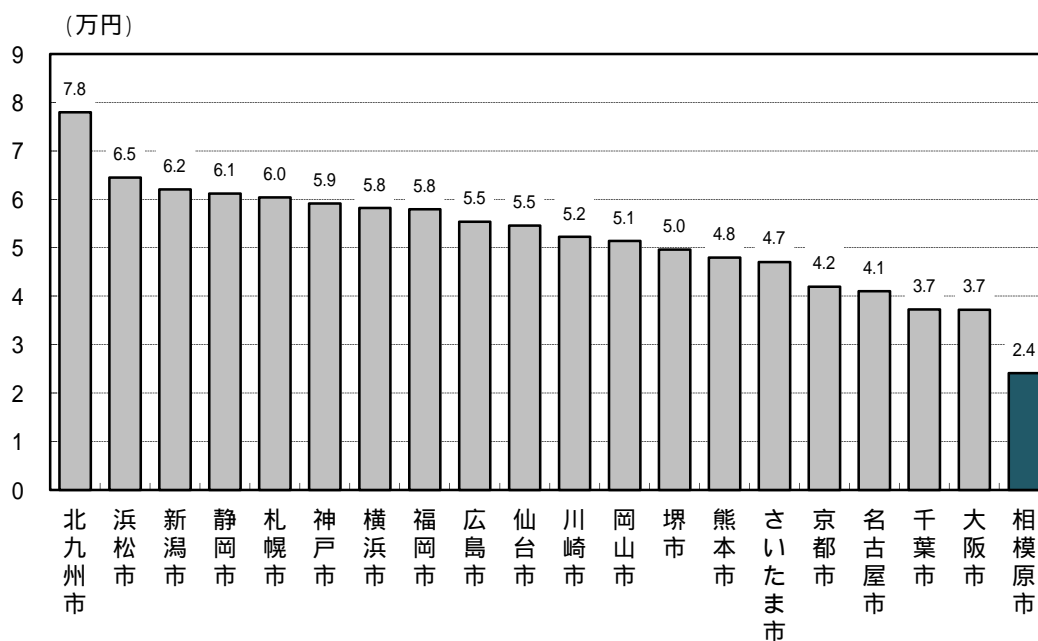
(5) 普通建設事業費

普通建設事業費の決算額は約 173 億円で、前年度に比べ約 68 億円（ 28.2% ）の減額となっています。普通建設事業費は、道路、橋りょう、学校、公園など各種社会資本の新増設や改良事業を行うために必要な経費をいいます。



本市の普通建設事業費は、指定都市 20 都市中 20 位となっています。

《市民一人当たりの普通建設事業費》



市民一人当たりの普通建設事業費は 2.4 万円で、指定都市 20 都市中 20 位となっています。

4 財政指標

(1) 財政力指数

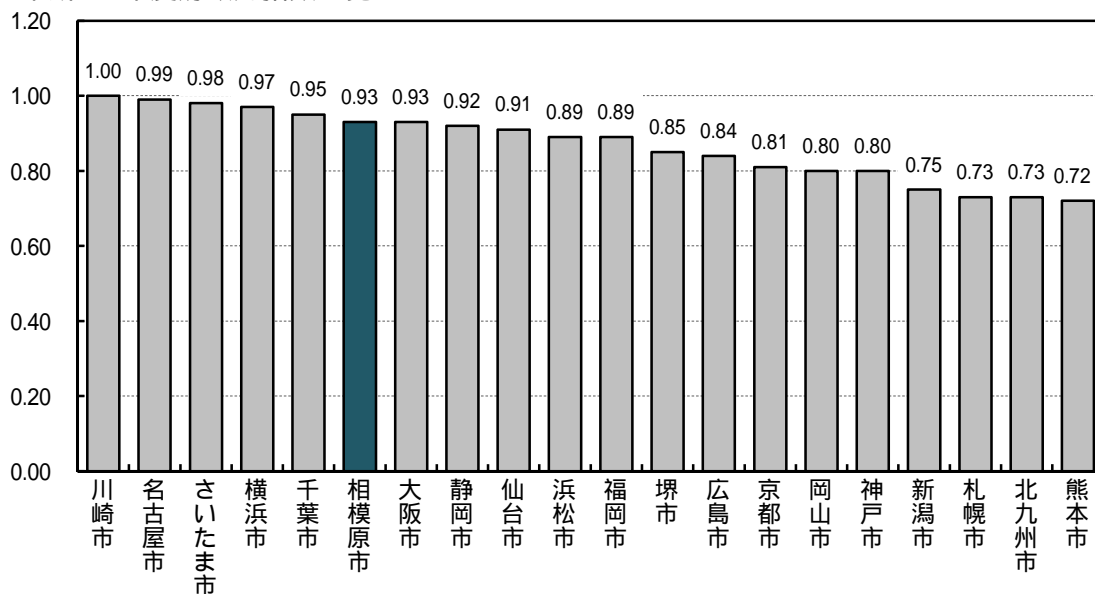
財政力指数とは、収入と支出を国の基準に基づいて比べた指標で、地方公共団体の財政力を計る物差しとしてよく使われます。

指数が高いほど財源に余裕があるといえます。

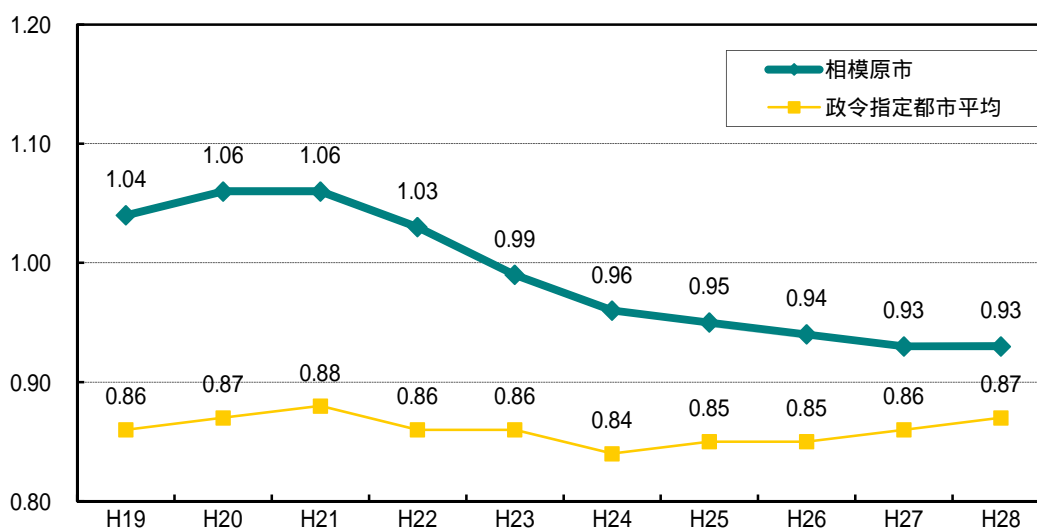
近年は景気後退の影響を受け、財政力指数が「1」を超える地方公共団体は全国的にも数が少なく、本市の「0.93」という値は、指定都市の中でも6位となっており、比較的財政力が高いといえます。

財政力指数 = (基準財政収入額³ ÷ 基準財政需要額⁴) の過去3か年の平均値

平成28年度財政力指数一覧



財政力指数の推移



(2) 実質収支比率

地方公共団体の財政運営には、適度な歳入歳出の均衡が求められており、収支の相対的な大きさを示す指標を「実質収支比率」といいます。

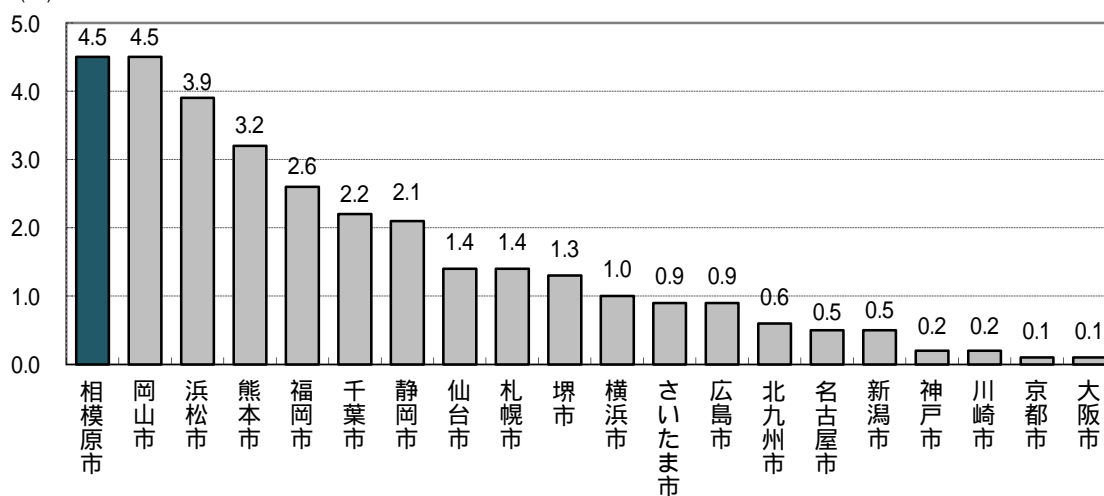
計算式：実質収支比率（％）＝実質収支⁵÷標準財政規模×100

標準財政規模…一般財源⁶の標準的な大きさを示すもの

（標準税収入額＋普通交付税＋地方譲与税）

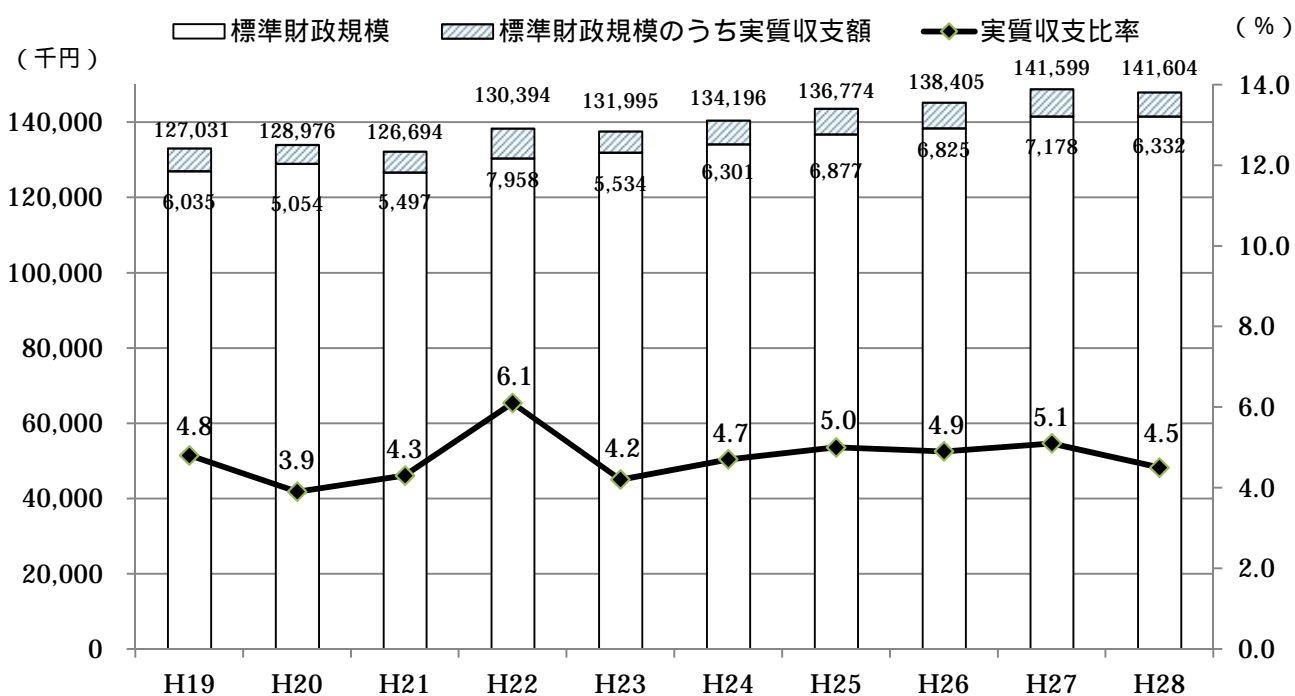
説明：実質収支が標準財政規模に対しどの程度の割合かを示すもので、財政規模が違う地方公共団体間の比較を可能にしている指標

平成 28 年度実質収支比率一覧
(%)



本市の実質収支比率は、指定都市 20 都市中 1 位となっています。

実質収比率の推移



(3) 財政構造の弾力性

地方公共団体が、社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政構造の弾力性が確保されなければなりません。財政構造の弾力性の度合いを判断する指標として、以下の指標が用いられています。

経常収支比率

経常収支比率は、毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源（経常経費充当一般財源）が、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源等）に対し、どの程度の割合となっているかをみることにより財政構造の弾力性を判断するものです。

平成28年度の経常収支比率は、前年度と比べると4.5ポイント上昇の102.5%となっています。これは、指定都市20都市の中で最も高い数値となっており、本市の財政が硬直化している状況を表しています。

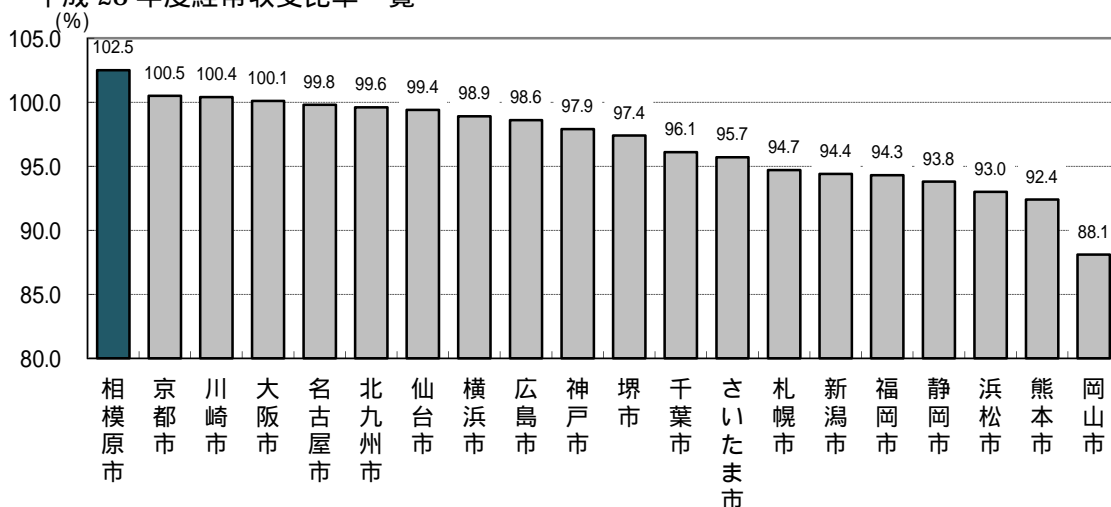
なお、平成28年度の指定都市平均の経常収支比率（加重平均）は、前年度と比べると2.8ポイント上昇の97.6%となっています。

計算式：経常収支比率 = 経常経費充当一般財源 ÷ 経常一般財源等 × 100

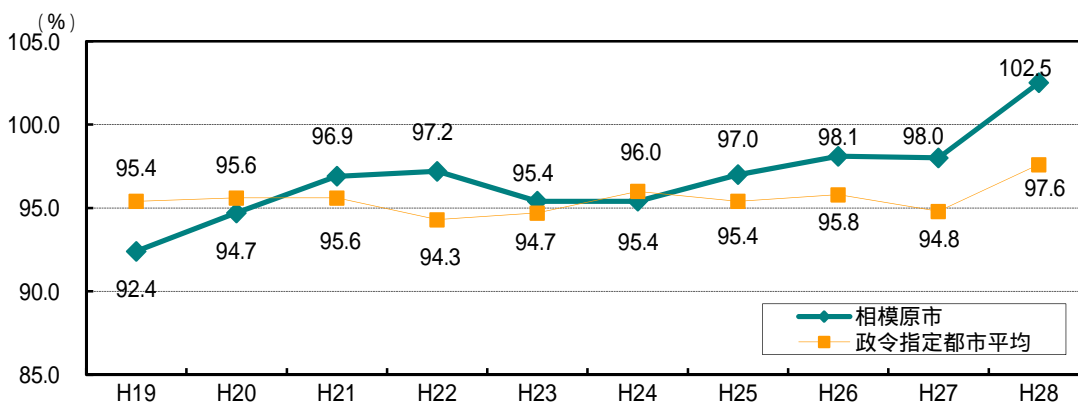
経常一般財源等には臨時財政対策債が含まれます。

説明：人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に地方税、普通交付税等を中心とした経常一般財源等がどの程度充当されているかを表すもので、財政構造の弾力性を示す指標

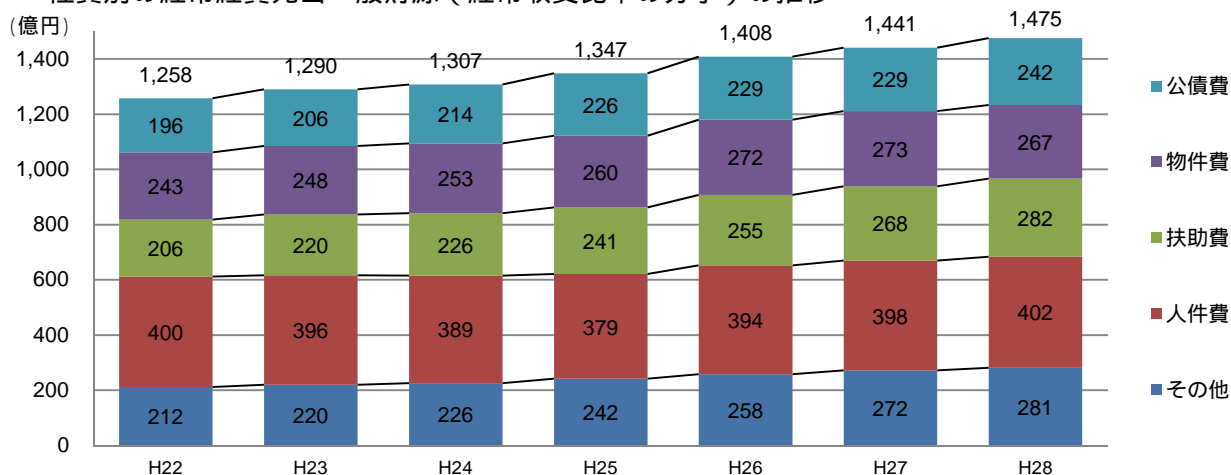
平成28年度経常収支比率一覧



経常収支比率の推移



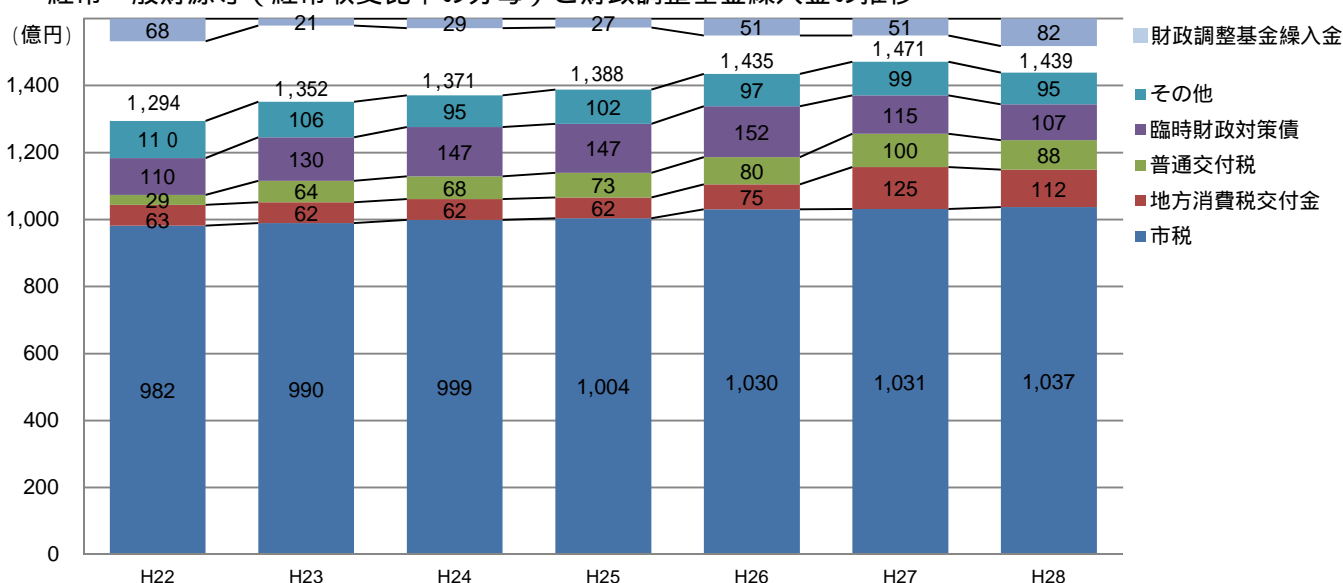
性質別の経常経費充当一般財源（経常収支比率の分子）の推移



分子である経常経費充当一般財源は、物件費が前年度と比べると約6億円減少(2.1%減)した一方で、扶助費が約14億円増加(5.1%増)、公債費が約13億円増加(5.5%増)したこと等により、前年度と比べると約34億円増加(2.4%増)しました。

なお、公債費充当分のうち27.5%が臨時財政対策債に係るものですが、その元利償還金については全額が普通交付税に算入されることから、経常収支比率の分母となる経常一般財源等にも同額が反映されるため、数値(経常収支比率)には影響を与えません。

経常一般財源等（経常収支比率の分母）と財政調整基金繰入金の推移

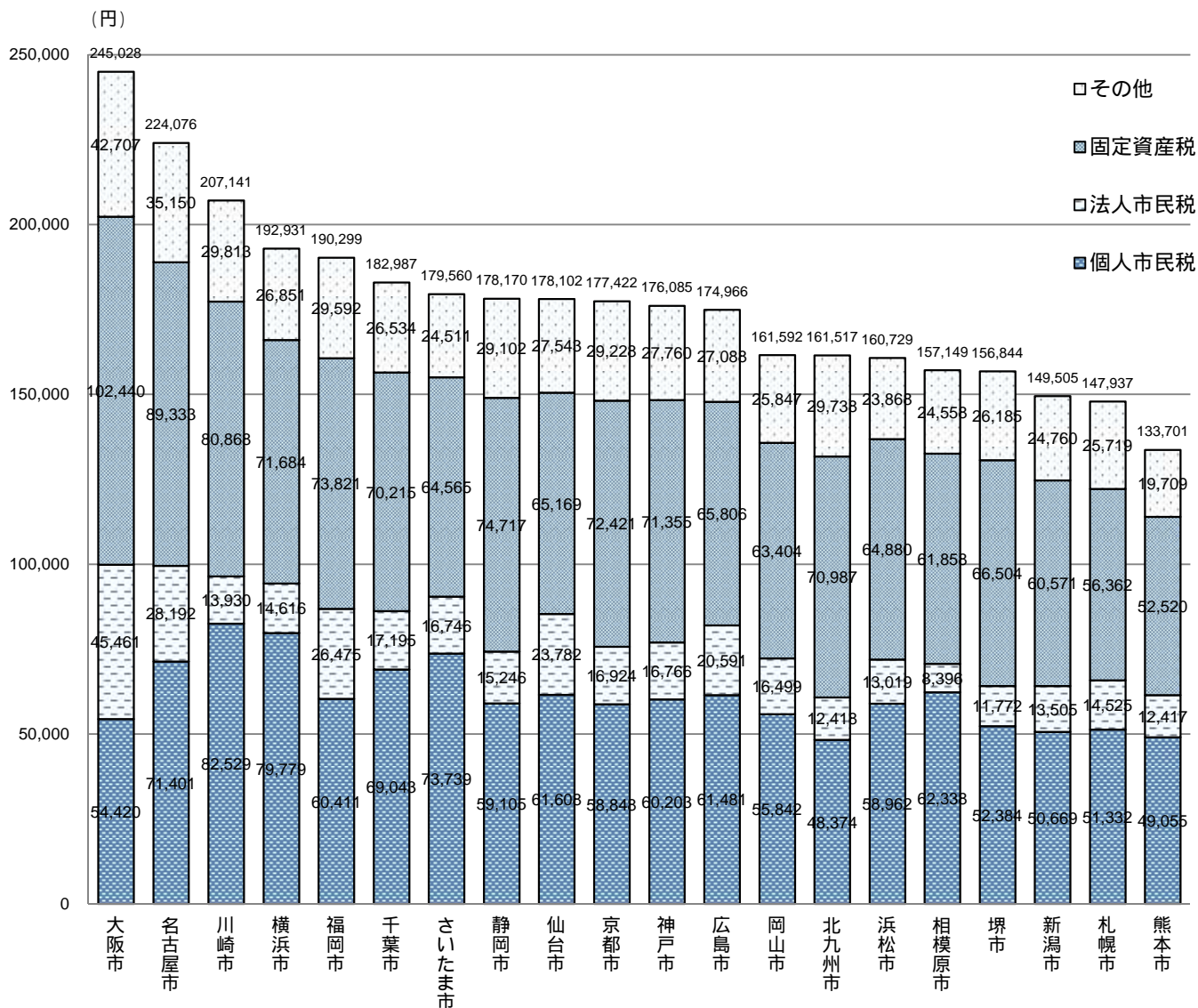


分母である経常一般財源等は、市税が前年度と比べると約6億円増加(0.6%増)に留まった一方、地方消費税交付金が約13億円減少(10.4%減)、普通交付税が約12億円減少(12.0%減)、臨時財政対策債が約8億円減少(7.0%減)したこと等から、約32億円減少(2.2%減)しました。

また、これらの状況を平成22年度と比べると、分母である経常一般財源等については、市税や地方消費税交付金等が増加の傾向にあることから11.2%の増となっていますが、分子である経常経費充当一般財源については、扶助費、公債費等が増加の傾向にあることから、分母(経常一般財源等)の伸びを大きく上回る17.2%増となっています。

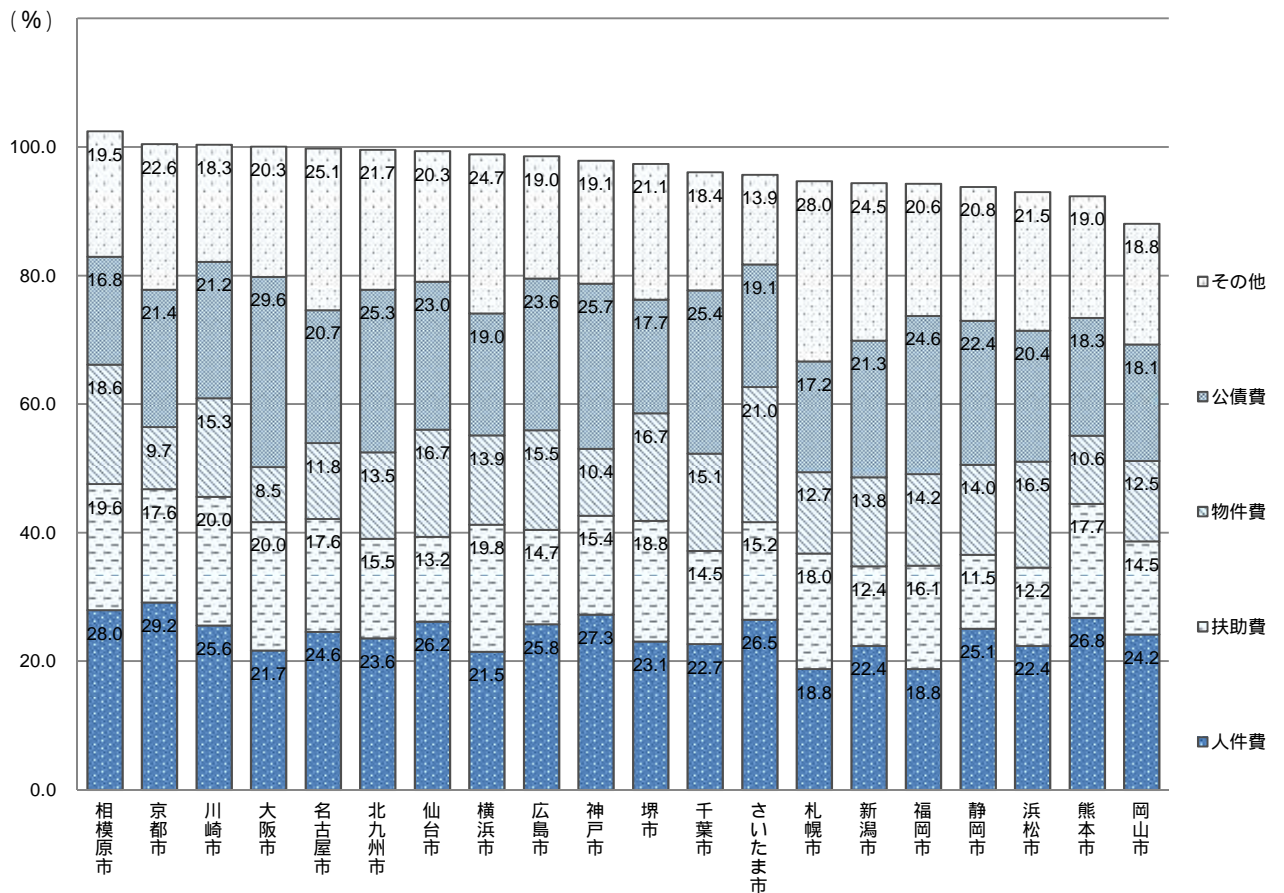
こうしたことから、近年、臨時一般財源である財政調整基金からの繰入金が増加傾向にあります。

市民一人当たりの市税収入額



経常一般財源等のうち、最も大きな割合を占める市税収入(経常一般財源等総額の72.1%)
 について、市民一人当たりの決算額を指定都市20都市と比較すると16位となっています。

経常収支比率の内訳（性質別）



経常収支比率の主な内訳をみると、人件費が28.0%、扶助費が19.6%、物件費が18.6%、公債費が16.8%となっています。指定都市20都市と比較すると人件費が2位、扶助費が4位、物件費が2位、公債費が20位となっています。

経常収支比率の内訳と市民一人当たりの決算額比較

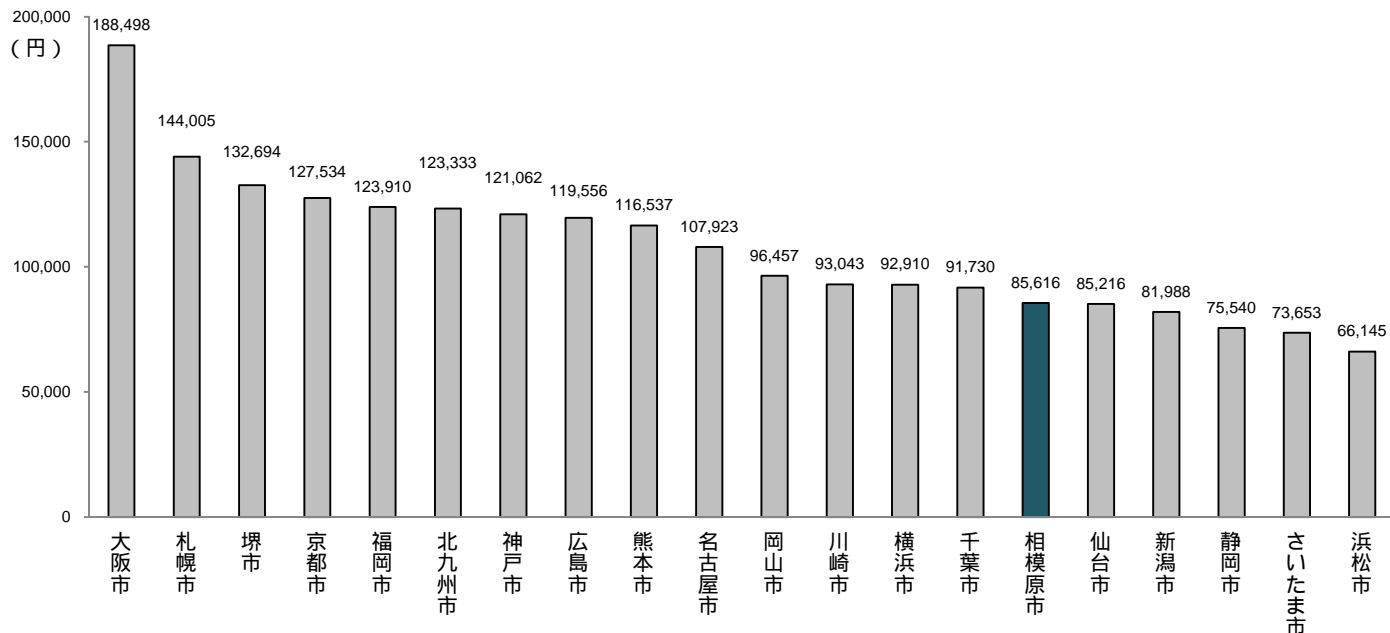
性質	経常収支比率 (指定都市中の順位)	市民一人当たりの決算額 (指定都市中の順位)	主な内訳
人件費	28.0% (2位)	59,604円 (13位)	市職員等の給与、議員、委員、非常勤特別職の報酬等 H28決算額：42,734,698千円（対前年度4,068千円減少）
扶助費	19.6% (4位)	107,400円 (14位)	生活困窮者、高齢者、児童、障害者等への支援にかかる経費 H28決算額：77,003,966千円（対前年度2,572,333千円増加）
物件費	18.6% (2位)	47,984円 (11位)	施設の管理費、委託料、非常勤職員の賃金等 H28決算額：34,403,288千円（対前年度9,548千円増加）

人件費、扶助費、物件費の市民一人当たりの決算額は、指定都市20都市の中位を下回っていますが、経常一般財源等の多くをこれらの経費に割かれていることから、財政の硬直化を招くとともに、経常収支比率を押し上げる要因となっています。

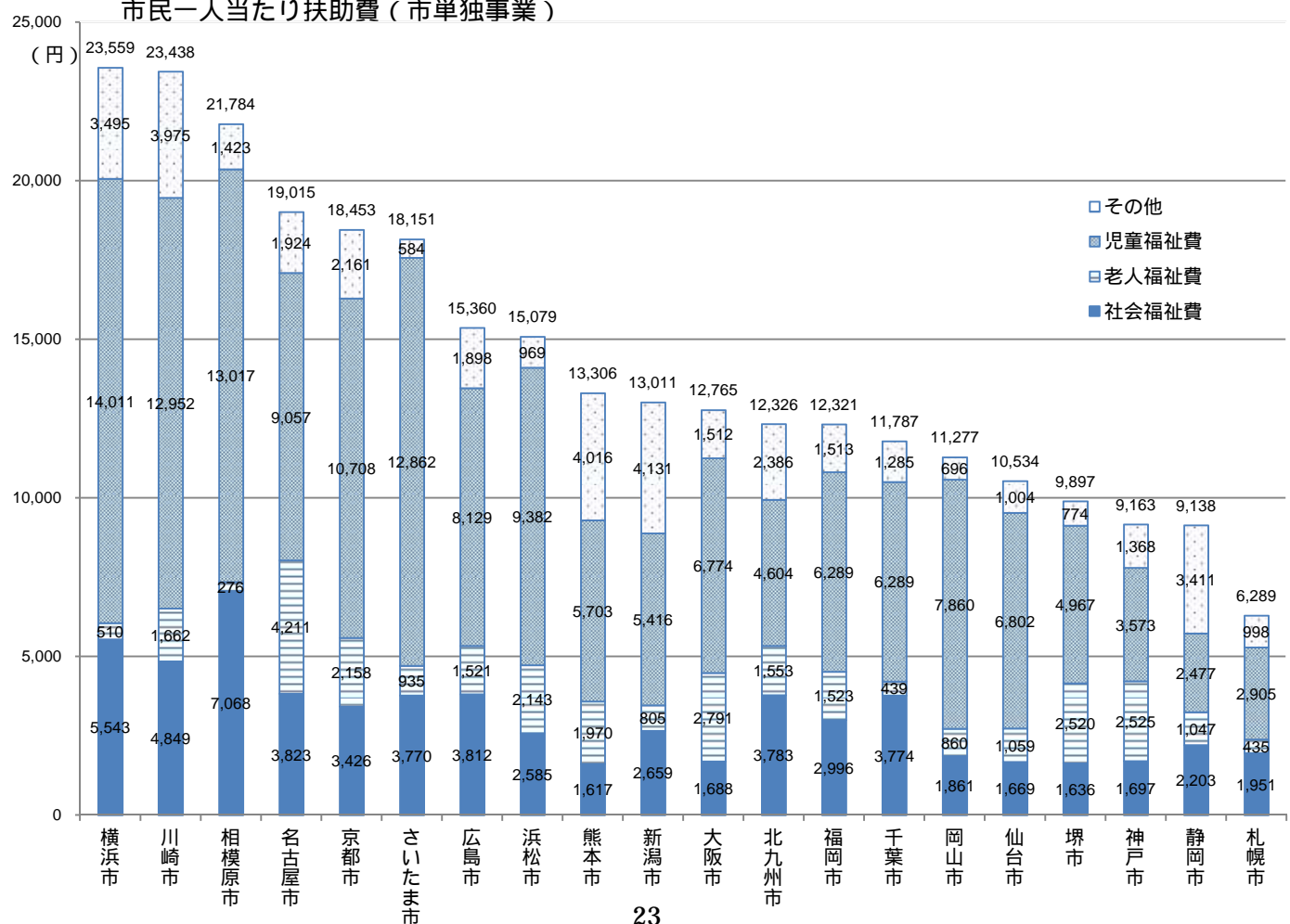
扶助費（決算額）の状況

市民一人当たりの扶助費の決算額については、国庫補助事業では15位となっていますが、市単独事業では3位となっています。その目的別の内訳をみると、児童福祉費と社会福祉費の割合が大きくなっています

市民一人当たり扶助費（国庫補助事業）



市民一人当たり扶助費（市単独事業）



実質公債費比率

地方債の元利償還金等の公債費は、義務的経費の中でも特に弾力性に乏しい経費であることから、財政構造の弾力性を見る場合、その動向には常に留意する必要があります。その公債費による負担度合いを判断するための指標として、実質公債費比率が用いられています。

《実質公債費比率》

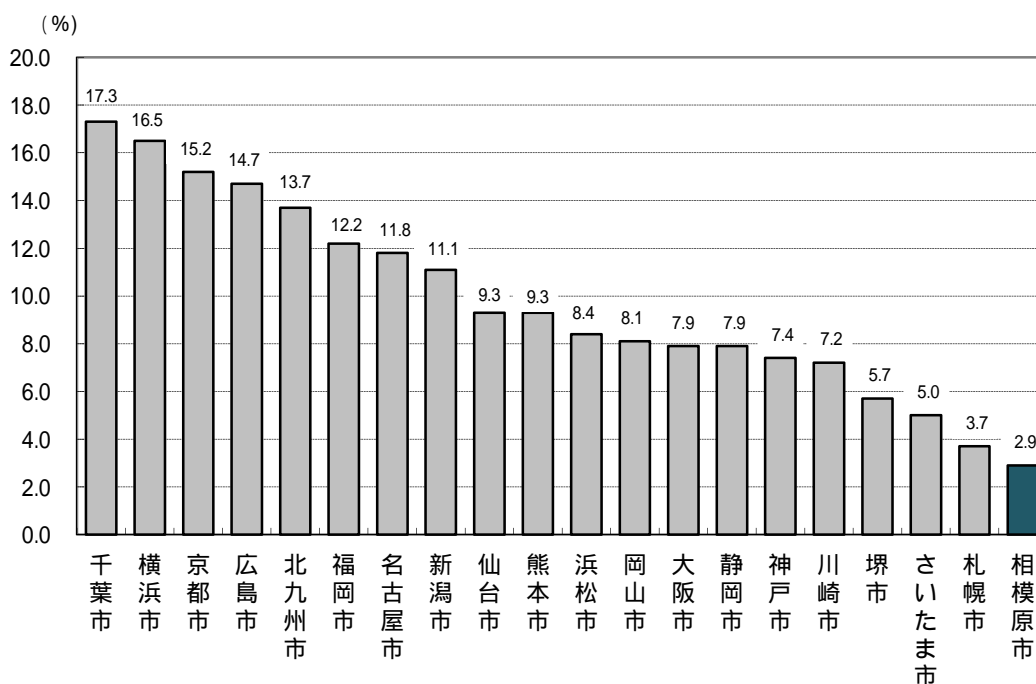
実質公債費比率とは、地方債の元利償還金と、地方公営企業の元利償還金に係る繰出金や債務負担行為に基づく支出のうちの一部などの準元利償還金との合計から、地方交付税の措置を差し引いた、一般会計での実質的な負担が標準財政規模に占める割合のことをいいます。

指標としては3年間の平均値を用いるため、急激な変化は生じにくいですが、18%に達すると、地方債を発行する際に国の許可が必要となり、25%に達すると財政健全化計画を策定し、財政状況の改善が必要となります。

本市の実質公債費比率は2.9%と非常に小さく、指定都市20都市中20位となっています。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

平成28年度実質公債費比率一覧



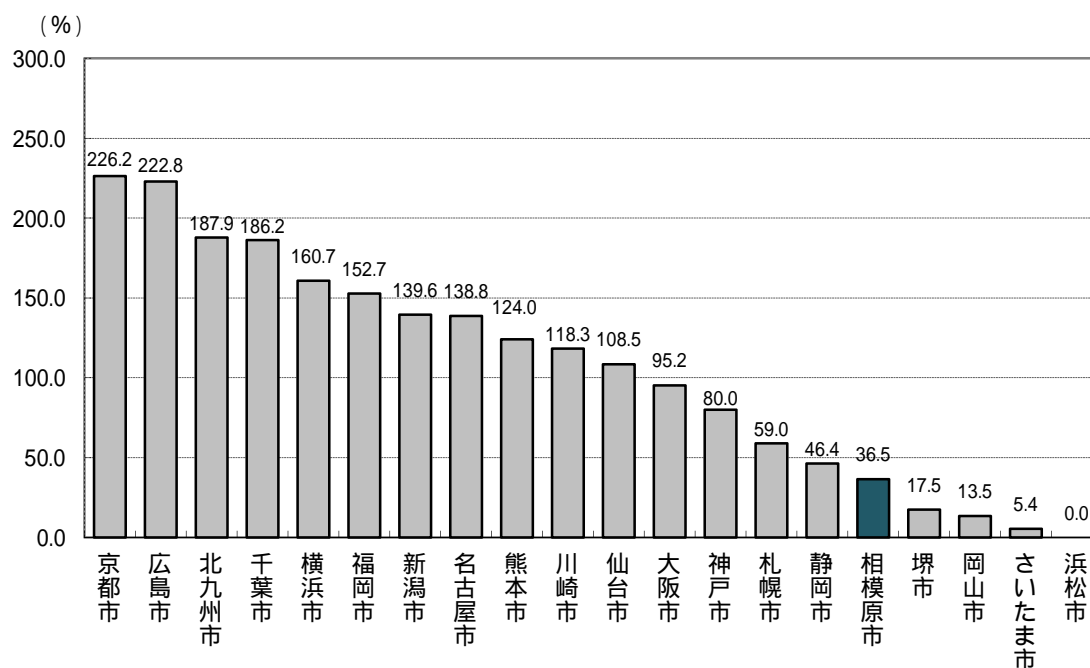
《将来負担比率》

将来負担比率とは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等を含む一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことをいい、債務の総額が財政規模に対してどの程度の割合かを示した指標です。指定都市の場合、早期健全化基準が400%となっており、将来負担比率がこの値を超えると債務削減の計画を作成することなどが必要となります。

本市の将来負担比率は36.5%と早期健全化基準の400%を大きく下回っています。また、指定都市20都市中でも5番目に小さい値となっています。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

平成28年度将来負担比率一覧



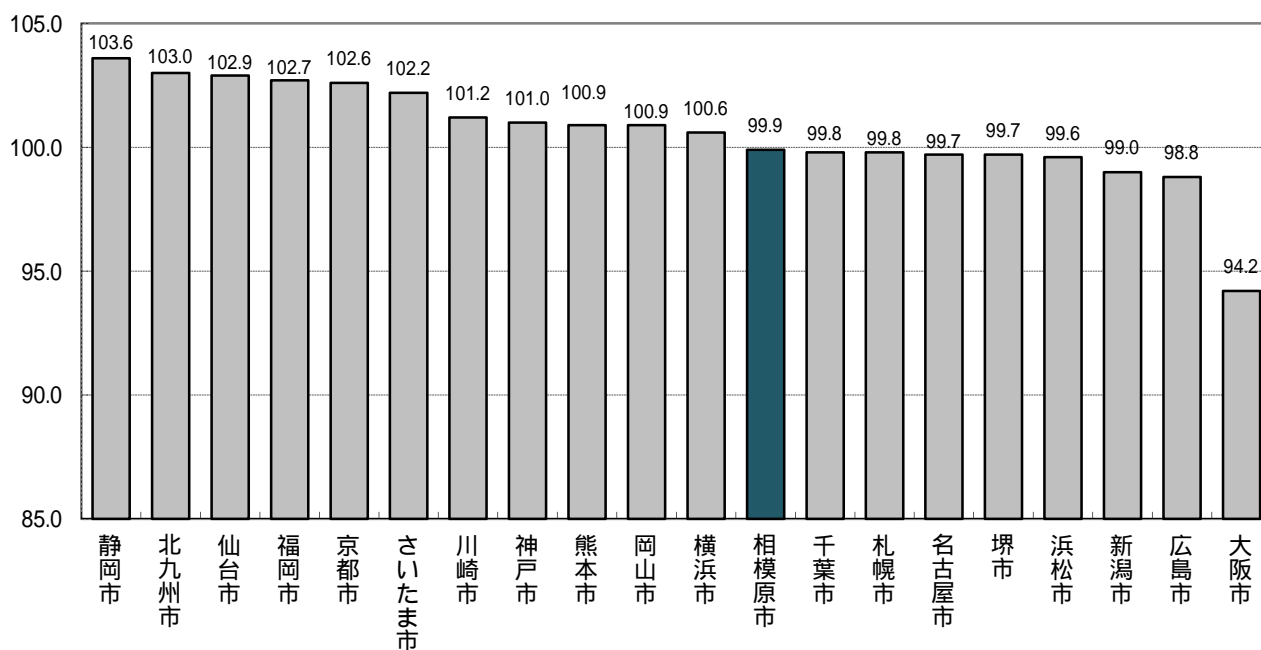
(4) ラスパイレス指数

ラスパイレス指数とは、国家公務員と地方公務員の給料を比較するときに使う統計上の指数の一つで国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100とした場合の地方公務員一般行政職の給与水準を示すものです。

ラスパイレス指数の算出方法は、国と地方公共団体の職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出します。

本市のラスパイレス指数は99.9で、指定都市20都市12位となっています。

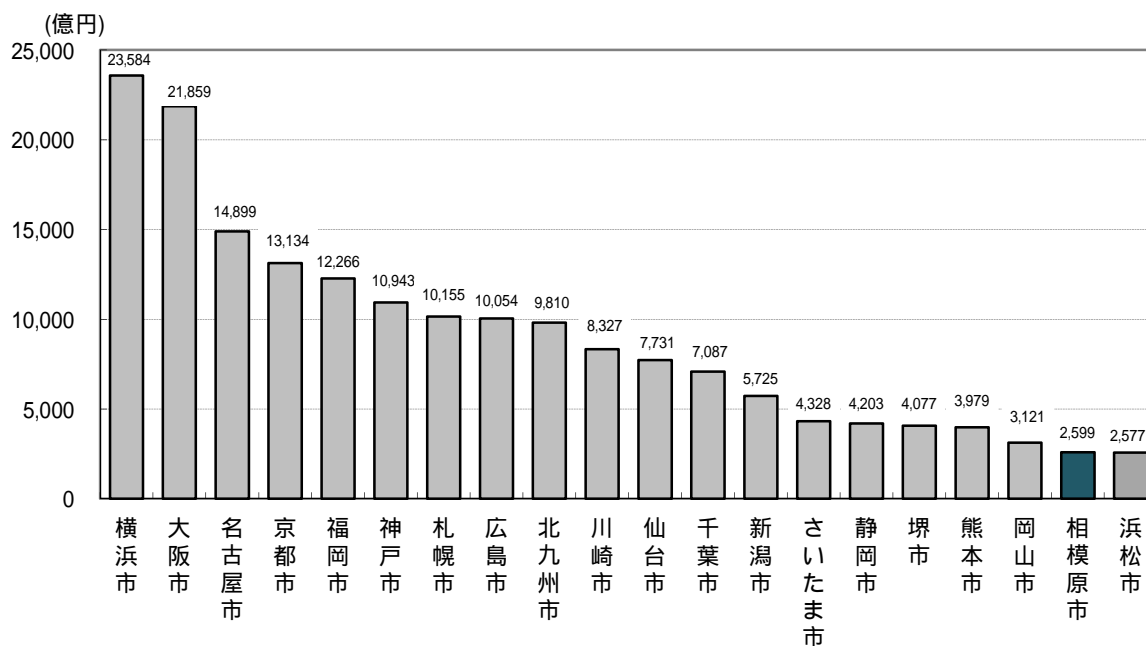
平成29年4月1日時点のラスパイレス指数一覧



5 負債の状況

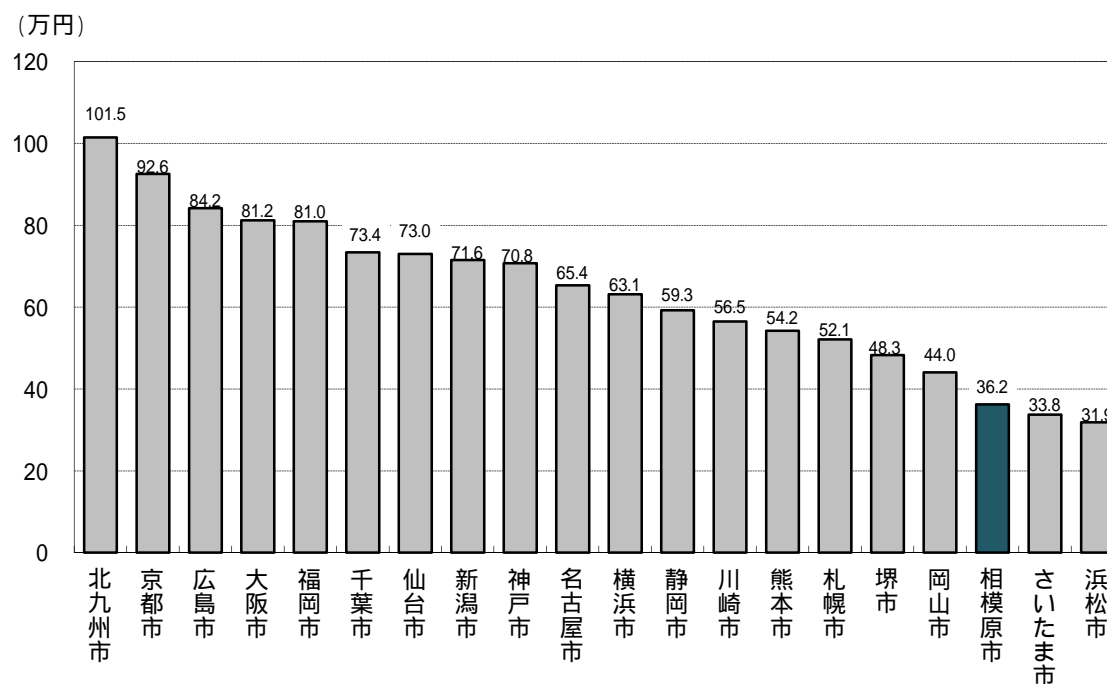
(1) 市債残高

平成28年度末現在の市債残高は約2,599億円で、前年度に比べ約38億円(1.4%)の減額となっています。



本市の市債残高は、指定都市20都市中19位となっています。

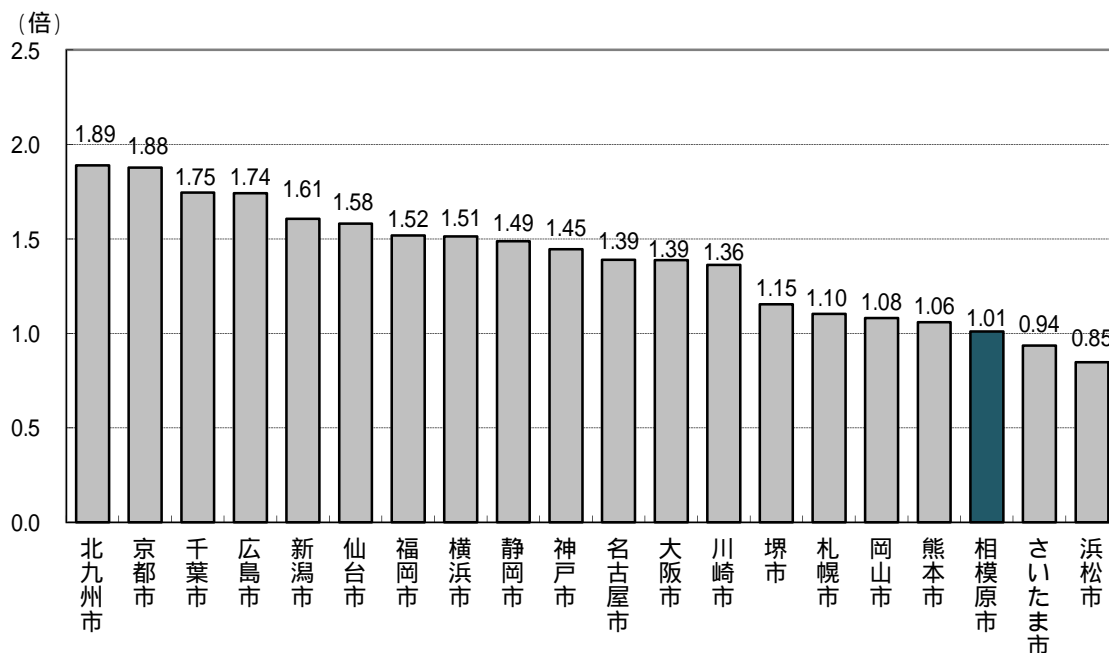
《市民一人当たりの市債残高》



市民一人当たりの市債残高は36.2万円で、指定都市20都市中18位となっています。

(2) 歳入総額に対する市債現在高の比率

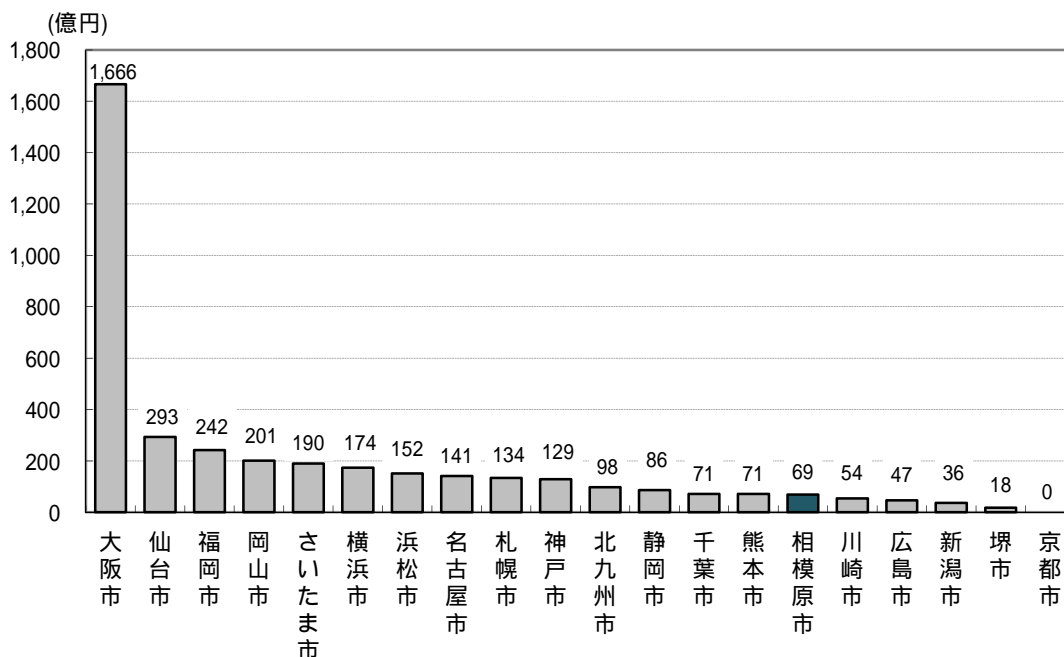
歳入総額に対する市債現在高の比率 = 市債現在高 ÷ 歳入決算額
 この比率は、財政規模に対する市債現在高の割合を示したもので、個人の「年収に対するローン残高」と似た指標です。



本市の歳入総額に対する市債現在高の比率は1.01倍で、指定都市20都市中18位となっています。

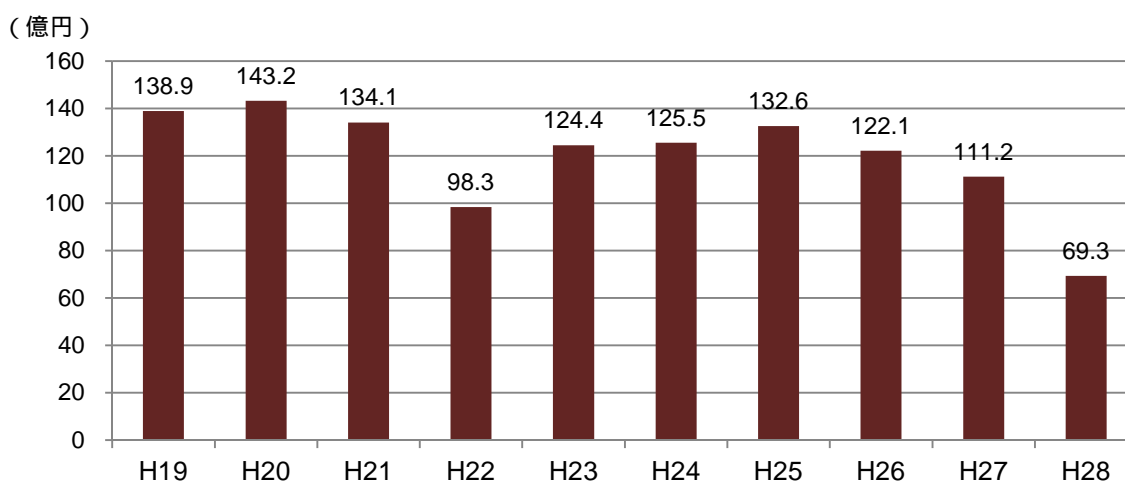
6 基金の状況

(1) 財政調整基金残高



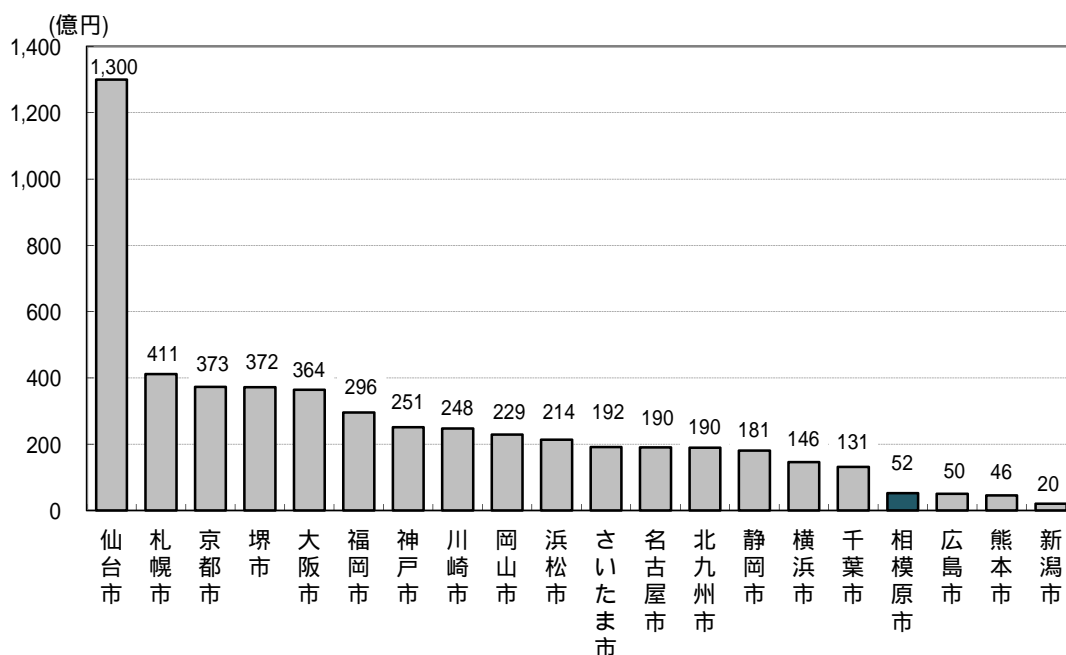
地方財政法において、決算の剰余金については、その2分の1以上を余剰財源として財政調整基金に積み立てるか、市債の繰上償還にあてなければならないとされており、本市においても財政調整基金への積み立てを行っています。財政調整基金の役割は、安定かつ健全な財政運営を行うため、年度間の財源調整を行うことです。実際の使い道としては、災害等の経費、歳入欠陥による補てん財源、大規模な建設事業などに使われます。本市の財政調整基金残高は69億円で、指定都市20都市中15位となっています。

(2) 本市の財政調整基金残高の推移



平成22年度は、東日本大震災関連経費を含む約68億円を取り崩したことから残高が大幅に減少しています。その後、残高は増加しましたが、平成26年度から減少に転じています。

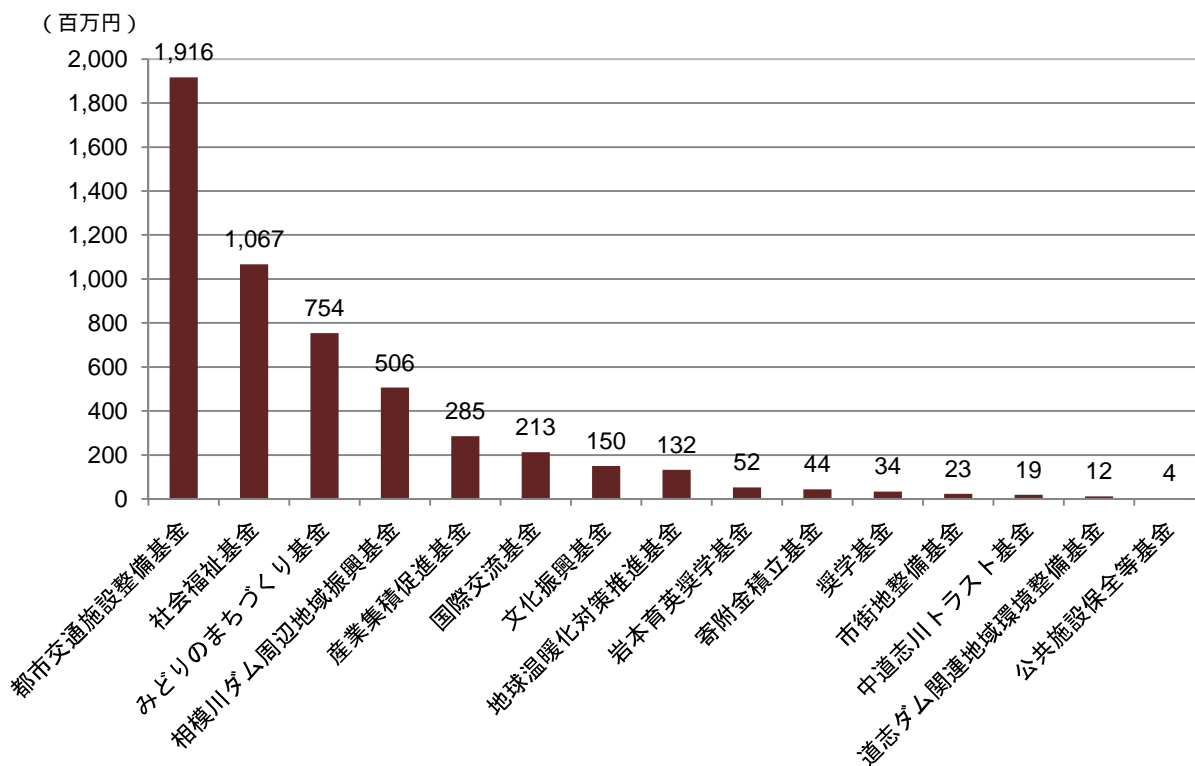
(3) 特定目的基金の残高



特定目的基金は、財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金です。具体的には、社会資本整備や社会福祉の充実のための基金等があります。

本市の特定目的基金の残高は52億円で、指定都市20都市中17位となっています。

(4) 本市の特定目的基金の残高



用語解説

1．地方交付税制度

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する制度です。地方交付税には、普通交付税（地方交付税総額の94％）と災害等特別の事情に応じて交付される特別交付税（同6％）があります。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付されます。

2．臨時財政対策債

地方の財源不足について、国と地方が折半で負担するという考えにより、その地方負担相当分を地方公共団体が地方債によって補う場合に発行する特例的な地方債です。

臨時財政対策債の元利償還金は、償還する各年度の基準財政需要額に全額算入され、その年度に財源不足が発生すれば地方交付税として交付（補てん）される仕組みとなっています。

3．基準財政収入額

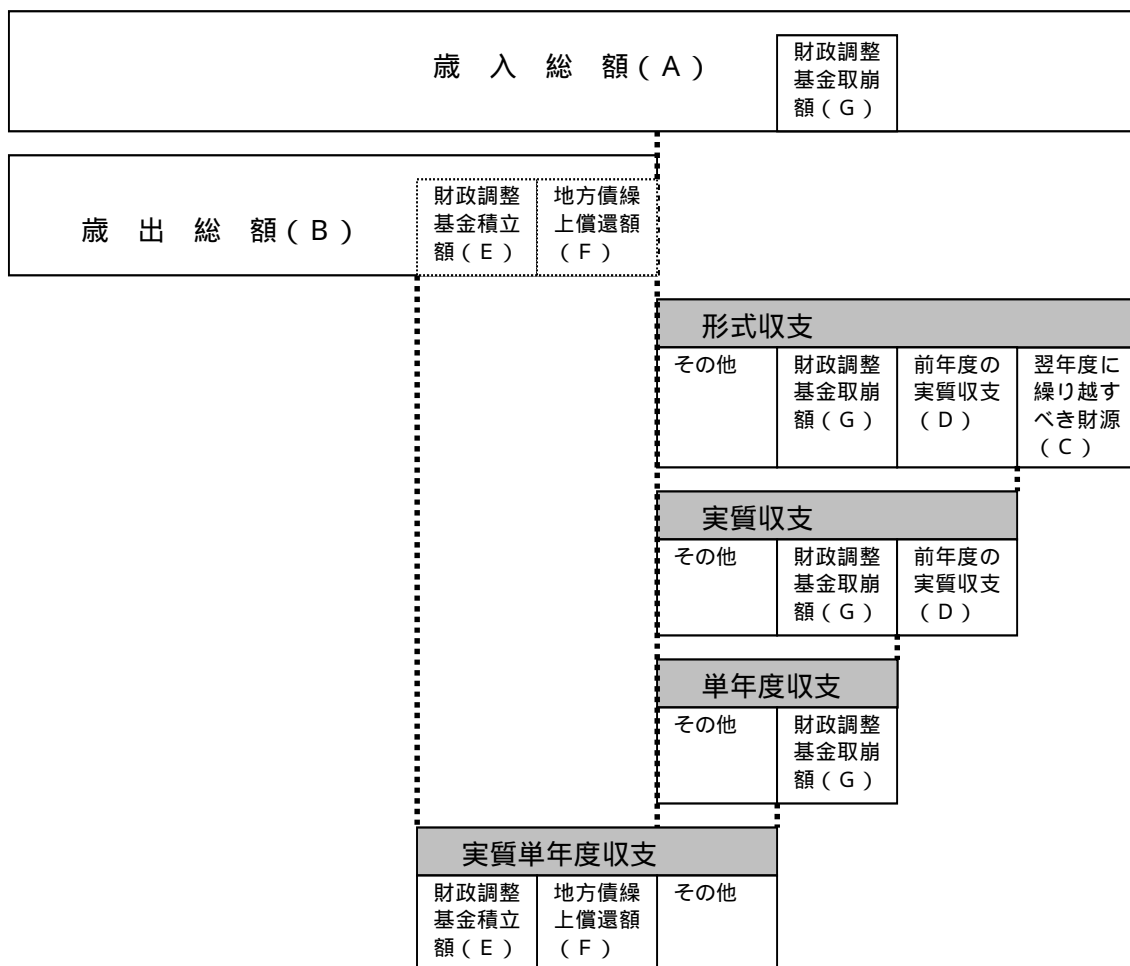
普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体に交付すべき普通交付税を算定するに当たって、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等を一定の方法により算定した額をいいます。

4．基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法により算定した額を言います。

5. 実質収支

財政収支には、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支のほか、実質収支や単年度収支などいくつかの財政指標が存在します。



形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額です。

$$\text{形式収支} = \text{歳入総額 (A)} - \text{歳出総額 (B)}$$

実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額です。

$$\text{実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源 (C)}$$

単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のことです。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額です。

$$\text{単年度収支} = \text{当年度の実質収支} - \text{前年度の実質収支 (D)}$$

実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素(財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額)を加え、赤字要素(財政調整基金の取崩し額)を差し引いた額です。

$$\text{実質単年度収支} = \text{単年度収支} + \text{財政調整基金積立額 (E)} + \text{(F)} \\ - \text{財政調整基金取崩額 (G)}$$

6. 一般財源

収入には、市税など市の裁量で使い道を決められるものと、国・県の補助金などのうち使い道が事前に決められているものがあります。前者を一般財源、後者は特定財源といい、一般財源の割合が高いほど財政運営の自由度が高くなります。